

紀の川市人権施策基本方針

[改定版]

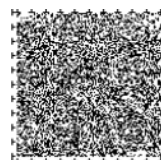
—人権を尊重し、思いやり、たすけあい、

笑顔とあいさつで和を広めます—



平成28年（2016年）3月

紀 の 川 市



人権感覚に満ちあふれた社会の実現をめざして

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言に謳われ、日本国憲法に定められた「基本的人権の尊重」の精神に基づき、本市でもすべての人の人権が尊重される社会を目指し、平成18年度に策定した「紀の川市人権施策基本方針」に沿って、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題の解決に向け、家庭、学校、地域社会、及び企業における人権教育・啓発活動に取り組んでまいりました。

しかし、近年ではインターネット上での人権侵害、職場でのハラスメント、大災害時における人権問題、環境と人権問題など社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題が生まれ取り組みはますます複雑、多様化しています。

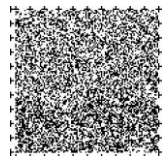
本市では、これまで取り組んできた人権施策の成果と今後の課題を見極めることを目的に実施した「人権に関する市民意識調査」結果の反映と、新たな法令の施行や諸計画の実施を踏まえ、さまざまな行政分野における人権課題の解消に向け、人権施策を総合的に推進するための指針となる基本方針の改定を行いました。

今後も人権行政を市政の重要な柱のひとつと位置づけ、この基本方針に基づき、行政と市民の皆様との協働と連携により、人権施策の一層の推進に努めてまいります。

結びに、本基本方針の改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました紀の川市人権施策推進懇話会委員の皆様並びに関係者の皆様に心より厚くお礼申し上げますとともに、真に人権感覚に満ちあふれた社会の実現に向けて、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年（2016年）3月

紀の川市長 中 村 慎 司



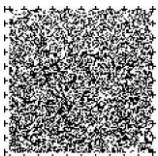
紀の川市民憲章

(平成 18 年 11 月 1 日制定)

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然にはぐくまれたまちです。

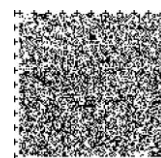
私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現をめざして、この憲章を定めます。

- 一．ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくります。
- 一．人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。
- 一．働くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらきます。
- 一．趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくります。
- 一．感謝と奉仕の気持ちを大切にします。



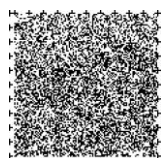
目 次

第1章 人権に対する取組の経緯と広がり	1
1 人権施策基本方針の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の動向	2
第2章 人権施策基本方針の基本的な考え方	7
1 人権尊重のまちづくりの基本理念	7
2 人権施策の目指すべき方向性	7
第3章 人権施策の推進	9
1 人権教育・啓発の推進	9
2 相談・支援・救済の推進	14
第4章 分野別人権施策の推進	16
(1) 環境と人権	16
(2) 情報化社会における人権	17
(3) 働く人の人権	18
(4) 災害と人権	21
(5) 同和問題	22
(6) 女性の人権	25
(7) 障がいのある人の人権	28
(8) 子どもの人権	32
(9) 高齢者の人権	36
(10) 外国人の人権	39
(11) H I V（エイズウイルス）感染者やハンセン病回復者、難病などの患者の人権 ..	41
(12) 犯罪被害者とその家族の人権	42
(13) さまざまな人権	43



第5章 施策の総合的な推進	45
1 推進体制づくり	45
2 社会全体での取組体制づくり	46
3 人権行政の推進管理方針	47
用語の解説	48
資 料	57
1 紀の川市人権尊重のまちづくり条例	58
2 紀の川市人権施策推進懇話会設置規則	60
3 紀の川市人権施策推進懇話会委員名簿	61
4 人権関係年表	62
5 世界人権宣言	68
6 日本国憲法（抄）	71
7 人権教育のための世界計画	73
8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	74

（注）本文中で※を付した言葉は、「用語の解説」に説明を記載しています。



第1章 人権に対する取組の経緯と広がり

1 人権施策基本方針の趣旨

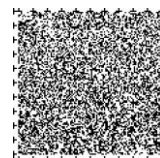
「人権」とは、すべての人々が生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

本市では、すべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、平成18年（2006年）12月に「^{※P58}紀の川市人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。条例には、人権尊重のまちづくりに関して、市と市民の役割等を明らかにするとともに、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針を策定することを定め、平成19年（2007年）3月に「紀の川市人権施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、総合的な人権施策に取り組んできました。

しかし、社会を取り巻く人権問題は、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などに対する人権侵害や同和問題など、さまざまな人権課題により新たな対応が必要となっており、依然としてすべてが解決されているとはいえません。

近年では、^{※P48}いじめや体罰、^{※P51}児童虐待などの子どもに関する人権問題、^{※P48}インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害、女性への暴力、職場でのハラスメントなど、問題が複雑、多様化しています。さらに、東日本大震災や紀伊半島の大水害において多くの生命、財産等が失われるとともに、災害時における避難所運営等での人権問題も顕在化しています。

このような新たな人権課題に対応し、これまでの取組の成果や課題、法令・計画などの動きと、平成26年度に実施した「人権に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果も参考に、紀の川市の現状と課題を踏まえ、基本方針の改定を行いました。今回の改定に基づき、私たち一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、すべての人の人権が尊重される豊かなまちを実現できるよう取り組んでまいります。



2 人権をめぐる国内外の動向

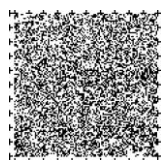
(1) 国際的動向

20世紀において、人類は多くの技術革新を成し遂げ、急速に経済が発展し、その恩恵を受けることで豊かな生活を手にしてきました。その一方で二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、その他にも多くの戦争や紛争が世界各地で繰り広げられ、多くの尊い命が失われるとともに、さまざまな人権侵害が行われた「戦争の世紀」であったとも言われています。

こうした犠牲のもとで、国際連合（以下「国連」という。）が組織され、昭和23年（1948年）の第3回総会において「^{※P53 ※P68}世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記し、全世界に表明しています。

その後、国連では、世界人権宣言をより具体化し、各国への実施を義務づけるための基本的な条約として、昭和41年（1966年）に「^{※P50}国際人権規約」を採択しました。そのほか「^{※P48}あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）、「^{※P51}女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）、「^{※P51}児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）、「^{※P52}障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」などの国際年を定め、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、人種、民族、宗教などに起因する地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いてきたことから、国連では平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの期間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権という普遍的文化の構築を図るため、世界各国で行動計画の策定と実施が進められてきました。その後、この10年間の成果を踏まえ、平成16年（2004年）12月の国連総会において、「^{※P73}人権教育のための世界計画」を採択しました。第1段階は、初等中等教育に焦点をあてた「第1^{※P55}フェーズ行動計画」（平成17年～平成21年〔2005年～2009年〕）、次の段階として、高等教育のための人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに焦点をあてた「第2フェーズ行動計画」（平成22年～平成26年〔2010年～2014年〕）の取組を進めてきました。平成26年（2014年）9月には、国連理事会において、「第3フェーズ行動計画」（平成27年～平成31年〔2015年～2019年〕）が採択され、取組が進められています。



(2) 国内の動向

わが国は、昭和22年(1947年)に国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を柱とした「^{※P71}日本国憲法」が施行されました。

この三原則の柱である「基本的人権の尊重」は、人間が生まれながらにもっている自由と平等、人間らしく生きる権利を基本的人権として尊重していくことが明記されています。

具体的には、自由権(国家からの自由)、参政権(国政に参加する権利)、社会権(国家に対する請求権)に大きく分類されます。日本国憲法では、公共の福祉に反しない限り、国民一人ひとりの基本的人権が尊重されることを保障しています。

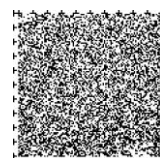
昭和31年(1956年)には、国連に80番目の国として加盟し、国際的な流れを受けて人権問題に対する取組が進められ、昭和54年(1979年)の「国際人権規約」の批准をはじめ、昭和60年(1985年)の「女性差別撤廃条約」、平成6年(1994年)の「子どもの権利条約」、平成26年(2014年)の「障害者権利条約」など多くの人権に関する規約や条約に批准してきました。

国内での人権問題に対する法的な取組は、昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申に基づき、昭和44年(1969年)の「同和対策事業特別措置法」の施行をはじめ、昭和61年(1986年)に「^{※P50}雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)、平成5年(1993年)に「障害者基本法」など多くの人権に関する法律が施行されています。

その中でも、平成9年(1997年)に施行された「人権擁護施策推進法」第2条では、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進することが国の責務であると定められました。また同年、国際的な動きを受けた『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定されました。

その後、「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、平成12年(2000年)には「^{※P74}人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。平成23年(2011年)には、「北朝鮮当局による拉致問題等」が同計画に追加されました。

また、差別や虐待の被害など、新たな人権侵害の救済を図るための新たな制度の検討が行われています。



（3）和歌山県の動向

和歌山県では、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、昭和23年（1948年）には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

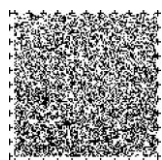
昭和27年（1952年）には、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取組を実施してきました。

昭和31年（1956年）には、同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」へと発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

その後、国連の動きに合わせて『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画（以下「和歌山県行動計画」という。）を策定し、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとの計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村と連携しながら、それぞれの課題解決のため取組の幅を広げながら各種施策に取り組んできました。また、人権に関する教育・啓発の拠点として「財団法人和歌山県人権啓発センター」を設置し、人権教育・啓発活動を総合的に推進してきました。

平成14年（2002年）に、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、平成16年（2004年）には、「和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定しました。

平成22年（2010年）には改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取組の支援等に努めてきました。しかしながら、人権問題が複雑、多様化していく中で、新たな人権課題の解決に向け、平成25年度に実施した「人権に関する県民意識調査」結果の反映や、これまでの取組の成果や課題、法令・計画などの動きを踏まえ、平成27年（2015年）に第二次改定を行い、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を目指した人権施策の総合的・効果的な推進を行っています。



(4) 本市の取組

合併前の旧5町においては、平成14年(2002年)3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、特別対策は終了し、一般施策へ移行するとともに、各町に設置されていた同和委員会は、「人権委員会」(旧:打田町・那賀町)、「人権推進委員会」(旧:粉河町・桃山町・貴志川町)とそれぞれ名称を変更し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を目指し、啓発活動に取り組んできました。

平成15年(2003年)には『人権教育のための国連10年』打田町行動計画」を策定するなど、各町において各種人権施策の推進に努めてきました。

平成17年(2005年)11月、紀の川市誕生時から市民部内に人権施策の総合窓口として人権啓発推進課を設置し、教育委員会との連携を図りながら、教育・啓発事業を推進してきました。同年12月には「紀の川市人権委員会」を発足させ、イベント開催時や「同和運動推進月間」、「人権を考える強調月間」中に駅頭・街頭啓発、企業啓発の実施等、人権意識の高揚と差別意識の解消に取り組んでいます。

人権に関する相談に対応するためには、^{※P52}人権擁護委員による人権相談所を開設し、市民の人権相談に応じています。

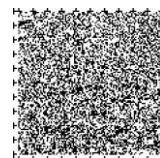
平成17年(2005年)に、「紀の川市個人情報の保護に関する条例」を制定、平成18年(2006年)には、「紀の川市民憲章」や「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

また、庁内に「紀の川市人権問題処理委員会」を設置し、人権問題が生じたとき、その問題の解決を図るとともに、明るい民主的なまちづくりを推進しています。その他、「紀の川市庁内人権推進検討委員会」において、人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立って人権問題の抜本的解決を図るため、関係各課の各種団体等へは人権尊重への取組の推進、啓発及び指導を行っています。

平成19年(2007年)に、^{※P60}「紀の川市人権施策推進懇話会設置規則」を定め、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、平成19年(2007年)3月に「紀の川市人権施策基本方針」を策定し、本市の人権施策の指針として施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

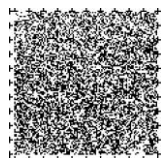
具体的には、人権講演会、人権映画会、人権学習講座等の開催や市民からの公募による紀の川市人権標語を制定し、平成20年度には、市民の人権に関する意識の実態を把握するため、市内在住の2,000人を対象に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

隣保館事業についても、職業相談所の開設、教養・文化活動事業、福祉・保健事業等、福祉の向上及び人権啓発を目的とした事業を実施しています。



第1章 人権に対する取組の経緯と広がり

平成26年度には再度「人権に関する市民意識調査」を行い、その調査結果を基礎資料として、紀の川市の現状と課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題や法令・諸計画の動きに対応するため、平成27年度に「紀の川市人権施策基本方針」の改定を行いました。今後この基本方針に基づき、人権尊重のまちづくりに向け、一層の取組を推進します。



第2章 人権施策基本方針の基本的な考え方

1 人権尊重のまちづくりの基本理念

紀の川市民は人権について、世界人権宣言の第1条にある「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、及び日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の精神に基づき、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

また、「紀の川市民憲章」に掲げられた5つの主文、及び「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」にある「人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする」を実現していくためには、家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じて社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりに寄与するよう、総合的な施策の推進が求められています。

そして、市民一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権尊重を念頭に置き、自らの人権を行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。

このような認識に立ち、人権に対する総合的な取組を市民との協働と連携により推進します。

<基本理念>

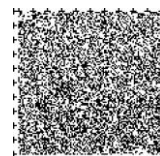
人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、
平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、
人権感覚に満ちあふれた社会の実現

2 人権施策の目指すべき方向性

基本理念である、「人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現」を目指していくためには、市民・事業者・行政との協働と連携により、それぞれの対象者による主体的な取組が必要です。

そのため、それぞれの対象者自らが、社会の構成員として義務と責任を負っていくことを自覚し、心と行動をともにして、お互いの人権を尊重していくことが求められています。

基本理念を実現していくため、次の目指すべき方向性を基準として人権施策を展開し、地域社会全体で人権尊重のまちづくりを推進します。



目指すべき方向性

● 個人の尊厳の尊重

人間は「いのち」の大切さを尊び、人間としての尊厳や個性が尊重されることが、人権を支える根拠となっています。

このように、個人の尊厳が尊重される社会において、個人が自己実現を図り、より多様で多彩な価値を創造し、活気ある地域社会を形成していくことを目指します。

● 人権の平等性の保障

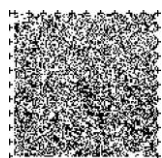
人権は、性別や年齢、障がい、社会的身分、民族、国籍を問わず、すべての人に対して同じように保障されなければなりません。

このように、誰もが法のもとにおいて平等であり、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有し、教育や就職の機会を与えられ、社会に参画することで、市民一人ひとりが社会的な責任を果たすことができる地域社会の形成を目指します。

● 多文化共生社会の形成

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、その権利に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことを理解しなければなりません。

そのため、異なる文化や歴史、生活習慣をお互いに理解し合い、人の和を尊ぶとともに、多様性に満ちた社会を生み出し、さまざまな個性を有する人々がともに共生していくことで、豊かで活力ある地域社会の形成を目指します。



第3章 人権施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養（無理をしないでゆっくりと養い育てること）を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）で、その実現のためには、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とを相互に連携し、活動を推進することが重要です。

また、人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮し、人権侵害の生じない社会の実現を図っていくことを目的としています。

（1）人権教育・啓発の基本的な考え方

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、市民全体に広めていくことが必要です。すべての市民が互いの人権を尊重する社会を構築していくには、家庭・学校・地域・職場等、社会全体で人権教育・啓発活動を実施していくことが大切です。

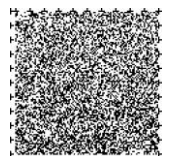
人権教育・啓発の推進にあたっては、市民の参加と実践の中、市民・事業者・行政との協働と連携により、さまざまな手法を取り入れながら、総合的な人権施策の推進に努めます。

①人権教育・啓発を基本とした人権尊重のまちづくり

人権意識を高め広めるための教育・啓発は、人権尊重のまちづくりのためには欠かせない基本施策であり、その役割は「人権が尊重される条件づくり」と位置づけられています。家庭・学校・地域・職場等、日常生活のあらゆる場面で人権が確立される前提として、一人ひとりが人権意識をもち、実践することが求められています。

②時代により変化する人権課題、市民・事業者・行政との協働と連携による地域づくり

人権尊重のまちづくりをめぐる課題は固定したものではなく、少子高齢化の進行、国際化や情報化の一層の進展、環境や災害をめぐる問題、新しい技術開発など、社会の急激な変化により、新たな人権課題が生まれ、人権尊重社会の実現を目指す上での大きな問題となっています。さらに、これからの社会においては、市民一人ひとりが人権の課題と向き合うとともに、積極的な参加と事業者や行政との協働と連携による地域づくりが求められています。



③多様性を認め、個性と能力を発揮できる環境づくり

人権教育・啓発にあたっては、一人ひとりの多様性を認め合い、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進することが必要となっています。

④人権課題へ取り組む、自律した人づくり

上記③の環境づくりと合わせて、日常の課題を自律的に解決する力を養い、一人ひとりが主体的に地域づくりに関わる中で、人権尊重という普遍的な考え方にに基づき、人権をめぐる新しい課題に取り組むことが求められています。

⑤成長過程に応じた環境づくり

次世代を担う子どもの権利を享受し行使する主体として、その成長過程に応じて権利を保障し、自らの権利についての認識を深めることにより、権利行使に伴う責任や他人の権利を尊重することを身につけ、多様な価値観を認め合い、それぞれが生き生きと育っていくことができる環境づくりが必要となっています。

(2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発は市民一人ひとりの人権意識の高揚を目標とします。その際、次の4点に留意して施策を推進します。

①人権の基本理念に対する認識を深める

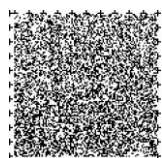
人権施策の目指すべき基本的方向性に掲げる「①個人の尊厳の尊重、②人権の平等性の保障、③多文化共生社会の形成」の3つの視点を中心に人権の基本理念について理解を深めるとともに、日常生活の中で物事の判断や実行できる人権感覚が身につくように促します。

②人権が共存する社会の実現を図る

一人ひとりが互いに人権の意義、及びその尊重と共存の重要性について理解を深め、自己実現を図る態度を育てるとともに、さまざまな個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度が身につくように促します。

③他者の身になって考え、行動できる態度を身につける

人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度が身につくように促します。



④一人ひとりが自発的に学ぶ

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権意識を高め広めることを目標としています。そのためには、教育・啓発が一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展し、個人の自発性に基づく学習や市民の自発的な学習機会を創出する環境づくりに努めます。

(3) 人権教育の基本的な取組

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、家庭教育と学校教育、及び社会教育が相互に連携し、総合的な取組を推進します。

①家庭における人権教育の支援

家庭は、人間形成を図るうえで重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていくうえで、重要な時期です。子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるように支援します。

家庭における人権教育の取組を以下の通り推進します。

○子育てに関する人権学習の機会や情報の提供に努めます。

○地域社会の中で、保護者同士が子育てに関する情報交換を行う場や、人権等に関する各種相談支援体制の充実を図ります。

②就学前・学校における人権教育

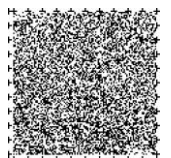
幼稚園・保育所においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったり、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育を進めます。さらに、自分の感情や考えを適切に表現し、相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、相互に尊重しあえる人間関係をつくり問題を解決する能力など、人権に関わるスキル（技能）を身につける教育の推進を図ります。

就学前・学校における人権教育の取組を以下の通り推進します。

○就学前児童の子育て支援に関するさまざまな取組の情報提供に努めます。

○保護者への相談体制の充実を図ります。



○児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえた人権教育目標を、各学校において設定し、教育活動全体を通じた効果的な指導を行い、系統的・発展的な学習の展開を図ります。

○家庭や地域から理解と協力を得られるよう、学校から積極的な情報発信を行い、関係機関等との適切な連携及び協力に努めます。

○教職員一人ひとりが人権を尊重する理念をもち、研修内容の充実により、差別を見逃さない鋭い人権感覚と資質、指導力の向上を図ります。

③社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、さまざまな学習機会を通して、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう支援します。

また、子どもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活に生かしていけるよう支援します。

社会教育としての人権教育の取組を以下の通り推進します。

○人権に関する生涯学習の充実を図ります。

○公民館事業における人権学習の充実を図ります。

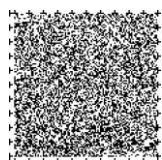
○高齢者学級における人権に関する取組の支援を図ります。

○各種団体での人権学習の充実を図ります。

○各種事業者に向けた人権学習の充実や人権に関連する制度の普及を促します。

(4) 人権啓発の基本的な取組

人権啓発は、全ての人の人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活や社会生活において、これらの認識が態度や行動に確実に根付くことを目的としています。言い換えれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つことが必要です。さらに、人権に関わる国内の法令や国際条約など、基本的な知識を市民に広く伝えるだけでなく、さまざまな手法の人権啓発により、人権に関する正しい知識を身につけ、感性を高めることにより、人権侵害に対する気づきから学びを深め、一人ひとりが差別意識の解消への取組を進めるとともに、自他の生命の尊さや、お互いの違いや個性を尊重し合う多様性の容認と共生の心を育む社会の実現につながります。人権が尊重される社会を目指す人権施策の取組として、市民の理解と共感を得られるよう2つの視点から人権啓発を推進します。



①市民全般を対象とした人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、市民全般を対象とした人権意識の高揚を図られるよう、それぞれの対象者に応じて分かりやすい事例を用いる方法や、参加者が気軽に自主的に参加できるような方法による取組を行うことが必要です。

市民全般を対象とした人権啓発の取組を以下の通り推進します。

- 「広報紀の川」やホームページでの人権情報の発信
- 各地域で行われる祭りやイベント会場での啓発
- 駅頭・街頭での啓発
- 人権講演会・人権映画会の開催
- 学校などへの人権啓発教材として DVD の貸出
- 啓発資料の募集・作成
- 研修事業
- 人権に関する市民意識調査の実施

②企業等への人権啓発

企業等は社会を構成する一員であり、大きな社会的責任と役割を担っています。特に企業には、雇用や昇進、個人情報の保護など、人権尊重の企業姿勢が求められています。その上で、地域社会への影響力が大きい企業については、いじめや嫌がらせなどの「ハラスメント」の発生や、長時間労働、不当解雇などが問題となっていることなどから、職場環境の改善や、人権尊重の視点に立った自主的な活動を促す取組を行うことが必要です。

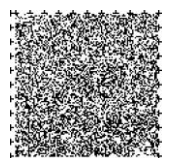
企業等への人権啓発の取組を以下の通り推進します。

- 人権意識を高めるため職場研修などの働きかけ
- 研修会への講師の派遣
- 人権啓発等に関する適切な情報や資料の提供
- 企業向け人権啓発のための DVD の貸出

(5) 人権に関わりの深い特定職業従事者の人権研修

人々の人権にとりわけ深い関わりをもつ職業に従事する人は、市民の人権意識の高揚を図るために、より一層人権意識を高め、その職務にあたることが重要です。

そのため、市職員・就学前教育関係者・学校教育関係者・社会教育関係者・消防職員や医療・福祉関係者・市議会議員などの職業に従事する者は特に、人権行政の担い手として自覚し、人権研修を積極的に受講し、人権侵害に気づける感性と差別をなくす実践力を身につけ、職務を遂行することが求められています。また、それぞれの職場で行われる研修の充実を図れるよう、積極的に情報提供等の支援を行います。



2 相談・支援・救済の推進

市は、市民の人権を擁護する使命を担い、人権を侵害される行為やそのおそれがある人に対して、相談を受ける中で主体的な解決のための助言や行動を行うなど、人権を守り、回復するために国、県などの関係機関との密接な連携を図りながら、相談・支援・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に向けた施策を展開します。

（１）基本的な考え方

本市では、人権に関する相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談のほか、国の機関や^{※P50}公益財団法人和歌山県人権啓発センターなどと連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。女性や子ども、高齢者や障がいのある人等の個別相談については、各担当課で相談窓口を設けています。

近年、人権に関する課題は複雑、多様化し、総合的な対応が求められ、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識の向上が必要となっています。

また、効果的な人権相談・支援策を講じていくためには、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関との連携を図ることが必要であり、国、県等の相談・保護機関との具体的な支援体制や^{※P49}NPO等の市民団体との連携・協力も必要となっています。

（２）相談・支援・救済体制の充実・強化

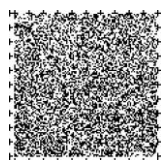
①人権相談・支援体制の充実

人権相談において、的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実に努めるとともに、複雑、多様化する人権相談に対応するため、各種人権団体等のネットワークの構築の充実に努めます。

②救済体制の整備

人権侵害に対する被害者の救済については、各課相談窓口において、緊急を要する避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障がいのある人など、国や県（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターなど）、NPO等の民間支援団体などと密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

これまでも差別事件が発生した場合は、紀の川市人権問題処理委員会で、その問題の解決や処理を迅速に実施してきましたが、今後はさらに庁内体制を整備し、救済体制の充実に努めます。



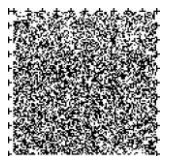
(3) 擁護・保護機能の充実

①権利擁護システムとの連携

高齢者や障がいのある人など、人権上配慮が必要な人が守られ、安心して地域生活がおくれるように、高齢者虐待防止ネットワークの活用や^{※P52}**成年後見制度**など権利保護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護を推進します。

②さまざまな人権課題への支援

疾病にかかっている人などの人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するために、関係機関と連携しながら、^{※P50}**感染症**まん延防止のための相談や検査、^{※P54}**難病**患者などの地域支援対策等を推進します。



第4章 分野別人権施策の推進

(1) 環境と人権

現状と課題

社会の急激な変化にともない新たな人権課題として環境権に関する問題が起こってきています。環境権とは「健康で快適な環境の回復・保全を享受しうる権利」と定義されています。

産業社会の発展とともに、大気汚染や水質汚濁などさまざまな公害や開発による自然破壊を引き起こし、温室効果ガスの排出などの人間活動が気候に与えた影響が地球温暖化の原因として可能性が高いと指摘されています。

古くは水俣病など海水汚染によって引き起こされた人災が、人の命や生態系をむしばみ、社会的な偏見を生み出すなどの事件も経験してきました。

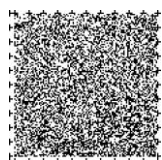
また、平成23年(2011年)の東日本大震災においては、福島第一原子力発電所が地震・津波による被害により、大規模災害を引き起こし、放射能による広域的な汚染が広がり、地域住民の長期的な避難生活、農林産物や漁業資源の汚染による風評被害などが大きな問題となっています。環境汚染が人権問題につながる問題として多くの人が認識を新たにしました。

基本方針

地球温暖化に伴う環境変化が、人々の生活に与える影響や自然災害や人災、環境汚染など、さまざまな影響から人権問題に結びつくことがあることから、適切な情報提供を行い、人権問題とならないよう啓発に努めます。

施策の基本的な方向性

- ① 平成25年(2013年)4月に策定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項による地方公共団体実行計画に基づき、紀の川市役所の事務、事業で発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、排出の抑制とともに、廃棄物の適切な処理に努めます。
- ② 市民・事業者・行政との協働と連携により、環境保全意識の向上に向けた啓発活動の推進を図ります。
- ③ 学校教育や社会教育の場において環境の大切さと環境汚染による人的被害や人権との関わりについての知識を身につけるなど、環境に関連した人権教育の充実を図ります。また、環境汚染等による被害が生じた場合は、関係機関と連携し適切な対応に努めます。



(2) 情報化社会における人権

現状と課題

近年、著しい情報通信技術の発展により、行政や企業等において個人情報的大量に収集・蓄積され、ネットワークを通じて瞬時に伝達されます。情報収集が市民に高い利便性をもたらす一方で、個人情報が本人の知らない間に流出、悪用される事件が起こっています。

また、スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及とインターネットなどの情報通信技術の発達に伴い、インターネット上での個人情報の流出やプライバシーの侵害など新たな人権問題が生まれ、顔の見えない匿名性を利用し、情報を悪用する事件は増加傾向にあり、個人のモラルの向上を図る必要性や法的規制の強化などが課題となっています。

国においては、平成15年（2003年）に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を施行し、行政機関や企業に対し、個人情報の適正な取扱いが義務づけられました。また、平成19年（2007年）には「住民基本台帳法」等が改正され住民票の写し等の交付については個人情報保護に留意した制度に再構築されました。

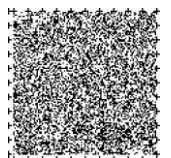
本市においても、市の実施機関及び事業者による個人情報の利用・提供についての適正な取扱いや、個人情報の本人に対する開示や訂正の手続きなどを定めるために、「個人情報保護法」や和歌山県の「個人情報保護条例」を基本として、「紀の川市個人情報の保護に関する条例」を制定しています。

基本方針

インターネット等の利用者が適正な情報の収集・発信・活用における責任や情報モラルをもつことができるよう、人権教育やモラル意識向上の啓発に努めます。

施策の基本的な方向性

- ① 「紀の川市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報、公文書管理の適正な取扱いに努めます。
- ② 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的に登録型本人通知制度のより一層の普及に努めます。
- ③ 学校におけるメディアリテラシー（メディアを通じた情報の受信・発信についての理解を高めること）向上や情報を扱う際のモラルなどの情報教育の充実を図ります。
- ④ 「広報紀の川」やホームページにおいて、個人名や顔写真を掲載する際には、本人に承諾を得るようプライバシーの保護に今後一層努めます。
- ⑤ 情報による人権侵害の防止のために他の行政機関やNPOなどと連携し、インターネット上の不正書き込み等の監視を強化するとともに、情報に関する被害発生時には早急に対応する体制づくりなどの取組を進めます。



(3) 働く人の人権

現状と課題

近年、有期契約労働者やパートタイム労働者、派遣労働者といった非正規労働者は全体として増加傾向にあり、平成26年（2014年）には1,962万人と、役員を除く雇用者全体の37.4%となっています。また、年間総実労働時間は減少傾向にあり、近年では1,800時間前後の水準となっていますが、正社員等については、約2,000時間前後で推移しています。

国においても、労働者の職務に応じた待遇の確保等のため、平成27年（2015年）9月に「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（同一労働・同一賃金法）」が参議院において可決されました。背景には、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が生まれ、それにより社会における格差の固定化につながるものがあげられています。

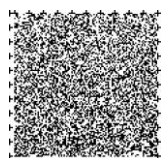
本市の意識調査において、関心のある人権課題の設問で「働く人の人権」の回答が、4割を超え最も高い結果となっています。

働く人の人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「長時間労働や休暇の取りにくさなどから健康で文化的な生活が送れない」、「育児や介護との両立に必要な休暇（休業）が取りづらい」、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」。(図表1) となり、働く人の人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「超過勤務の削減や休暇の取りやすい環境を整備する」、「育児・介護休暇（休業）制度などの子育てや介護に関する制度を充実させる」、「本人の適正と能力を基準とする公正な採用や昇給などの普及啓発を実施する」(図表2) となっています。

また、「職場における^{※P55}パワー・ハラスメントや^{※P53}セクシュアル・ハラスメントがある」の項目が20.9%と、職場でのいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワー・ハラスメントも社会問題として顕在化しています。

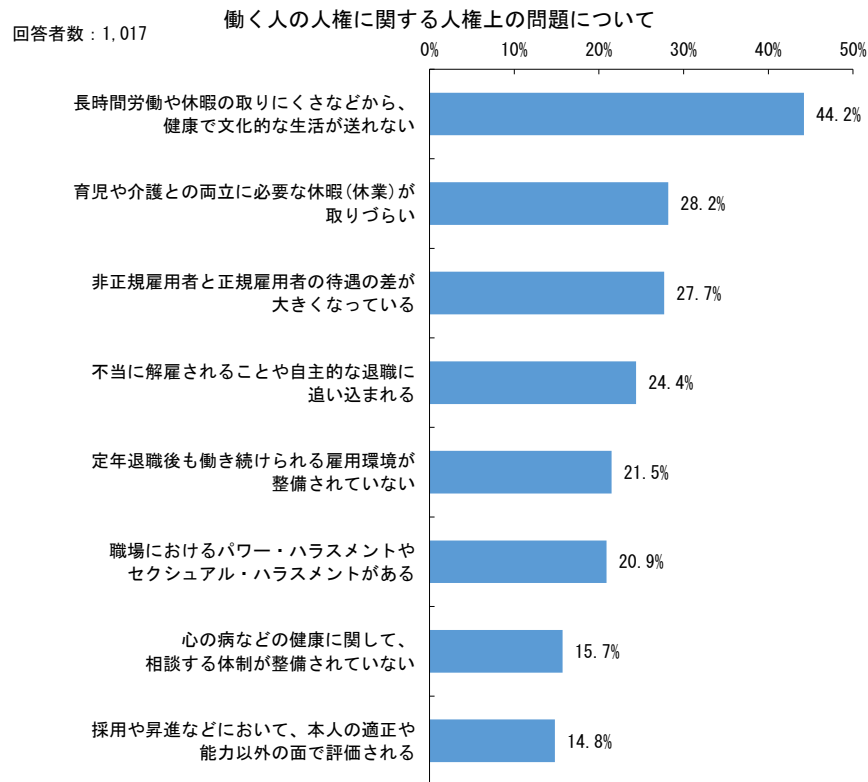
本市においても、^{※P56}ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の問題、年次有給休暇の取得促進、仕事と育児・介護等の両立の支援等、働く人の職場環境の改善を図っていきけるような取組が必要となっています。

また、職場のパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの防止について企業や事業者の意識向上や相談窓口の充実、啓発活動が求められています。

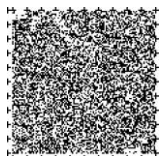
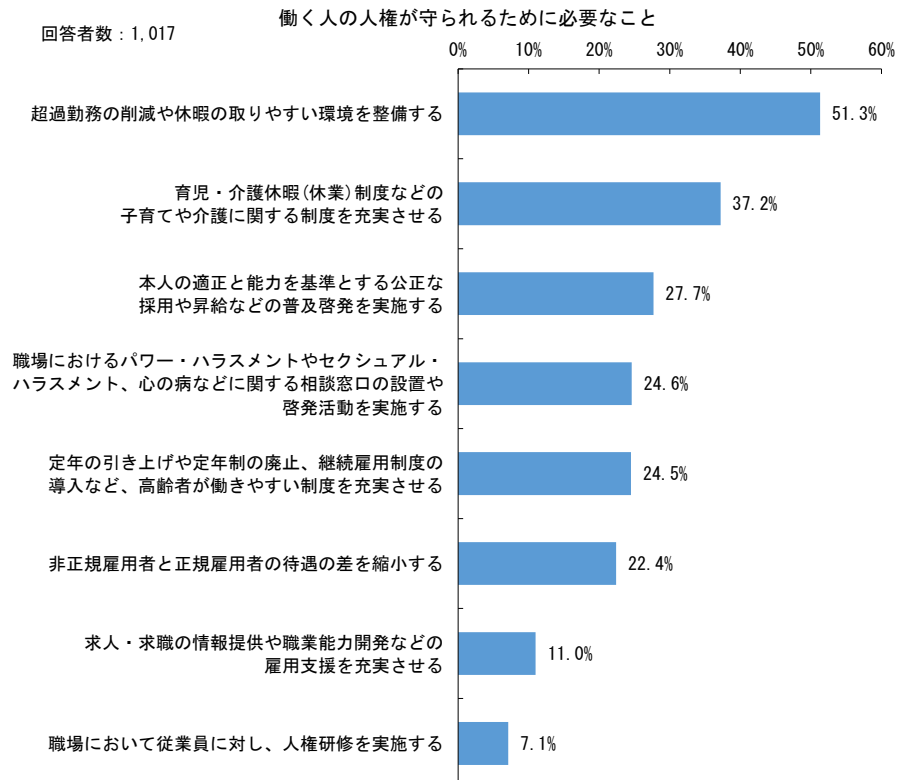


※図表は平成26年度「意識調査」より、以下同様。

図表 1



図表 2



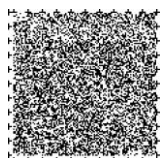
基本方針

男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの予防・解決に向けた環境整備の取組を推進します。

施策の基本的な方向性

- ① 育児・介護休暇（休業）取得の推進を図るとともに、男性の制度活用に向けた職場環境の整備を促します。
- ② 職場におけるハラスメントに関する人権侵害の防止と人権意識の高揚を目指す研修を推進します。



(4) 災害と人権

現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、地震・津波の発生により多くの命が奪われるとともに、壊滅的な被害に見舞われ、大規模な災害となりました。また、この地震・津波の影響により福島第一原子力発電所事故が発生し、周辺一帯の住民に避難指示が出され、避難生活は長期化しています。

このような中、避難所の運営等で女性や高齢者、障がいのある人などに人権への配慮に欠けた事例が報告されています。

また、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染等の風評被害など、災害時における新たな人権問題が発生しています。

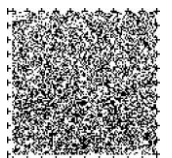
本市においても、災害時に人権が十分に守られる取組を推進していく必要があります。

基本方針

本市の防災計画等に、災害時の女性や高齢者、障がいのある人など災害時要援護者に配慮した避難所設置・配置・運営等を明記し、災害時においても人権尊重の視点に立った取組が行われるように、防災訓練等の実施の機会を通して市民への周知に努めます。

施策の基本的な方向性

- ① 災害時の避難所運営における女性や高齢者、障がいのある人などの人権に配慮する観点など、人権尊重の視点に立った取組を図ります。
- ② 防災訓練において、災害時要援護者に配慮した訓練メニュー（避難所誘導訓練や避難所運営訓練）を今後も実施します。
- ③ 災害時要援護者登録台帳の作成と福祉避難所の指定拡大に努めます。
- ④ 防災計画や避難計画の策定、及び防災訓練時など、平時から女性や高齢者、障がいのある人など災害弱者の視点も取り入れた取組を推進します。



(5) 同和問題

現状と課題

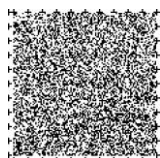
同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、市民的権利と自由が奪われてきた著しく不合理な人権侵害の問題をいいます。

さらに、この差別は、被差別身分を世襲させ、職業、居住地、交際、結婚などの面が規制されることにより、固定的・永続的に現在まで残されてきたものです。

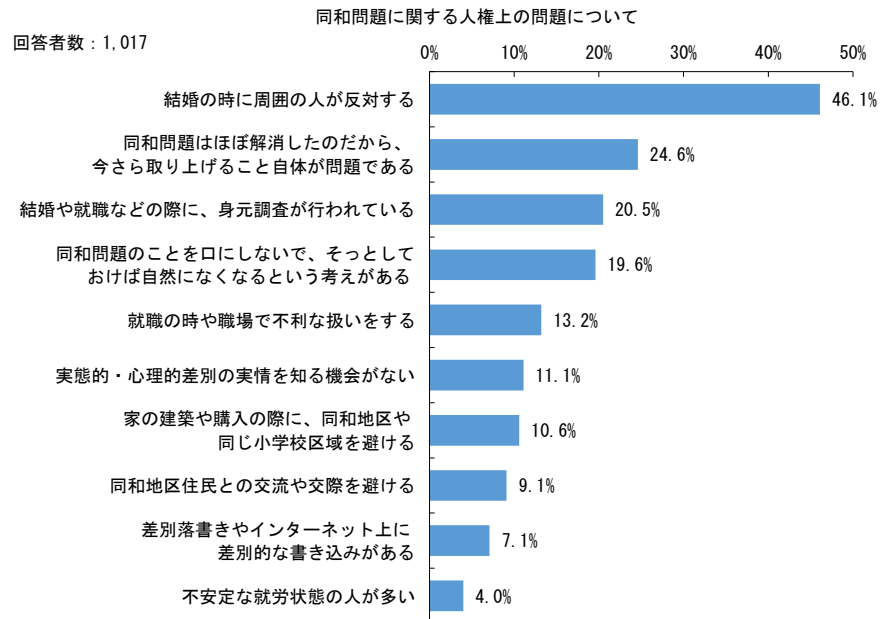
昭和40年(1965年)の「同和对策審議会答申」では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、その答申を受けて昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が施行され、33年間の事業の実施により、法律の目的が概ね達成したとの見解から平成14年(2002年)3月をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しましたが、本市においても差別解消に向け、さまざまな施策の推進により、明るい展望が開けるまで進展してきました。しかし、偏見や忌避意識などから不動産取引等に関わって、同和地区の所在を調査したり、行政機関へ問い合わせなどの土地差別事件や、企業等に対して不当な要求を行い、同和問題の解決を妨げている^{※P49}「**えせ同和行為**」など、未だ問題の解決に至っていないのが現状です。

本市の意識調査で、同和問題に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「結婚時に周囲の人が反対する」、「同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げること自体が問題である」、「結婚や就職などの際に、身元調査が行われている」(図表3)となっています。基本的理解と認識は深まり実態的な差別は少なくなったものの、私たちの周りには予断や偏見から生じる心理的差別などの問題が依然として根深く存在しています。

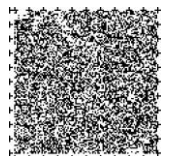
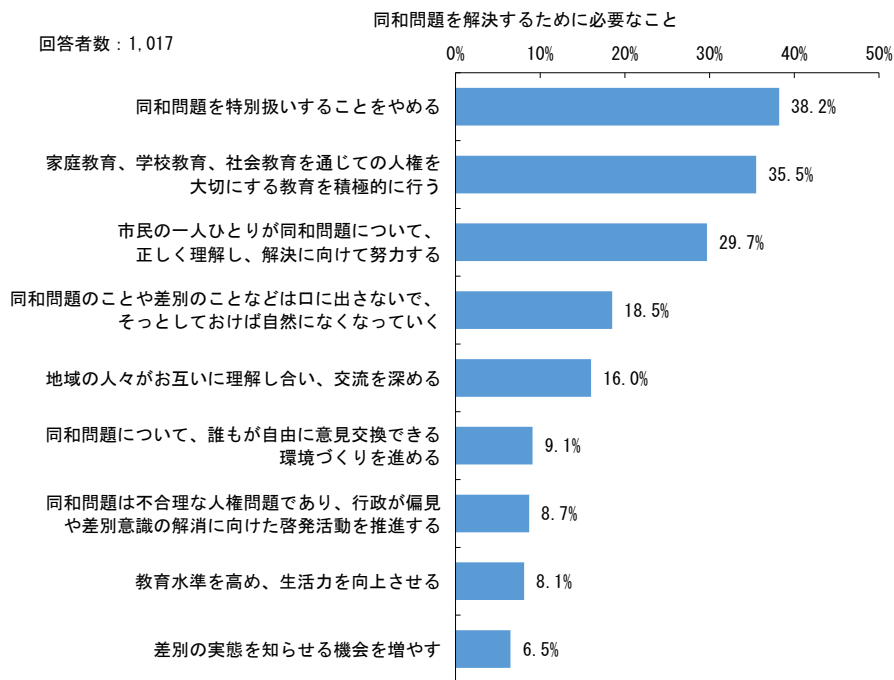
また、意識調査で、同和問題を解決するために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「同和問題を特別扱いすることをやめる」、「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」、「市民一人ひとりが同和問題について、正しく理解し、解決に向けて努力する」(図表4)となっています。このことから、同和問題を通しての人権教育・啓発をより一層、推進していくことが求められています。



図表 3



図表 4



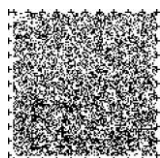
基本方針

同和問題は、元来何のちがいもない、同じ人間を偏見や差別意識により、不合理な形で、基本的人権及び自由が侵害され続けてきた人権問題です。今後も重要な人権課題として位置づけ、これまで取り組まれてきた同和教育や啓発活動を人権教育・啓発の視点で発展的に再構築していきます。

特に、残された課題が心理的な要因によるところが大きいことに鑑み、家庭・学校・地域・職場など地域社会が一体となって、不合理な同和問題に対する認識を深めるとともに、差別を許さない、残さないという社会意識の構築が最も重要と考えます。今後も一層、人権教育・啓発に取り組んでいくことで、差別意識の解消を目指します。

施策の基本的な方向性

- ① 家庭教育・学校教育・社会教育を通じて、同和問題に対する正しい理解と解決に向けた人権教育・啓発活動を推進します。
- ② これまで実施してきた「同和運動推進月間」など啓発活動を継続するとともに、講演会や研修会の開催など、日常から広く人権への問題意識を喚起していく人権啓発を推進します。
- ③ 生活の基盤となる就労について、県と連携して企業等の訪問を実施し、公正な採用選考を確保するよう支援します。
- ④ 職場の人権教育・啓発の推進を図るため、講習会や研修会などの支援を行います。
- ⑤ 隣保館事業において、福祉の向上や人権啓発のための各種教室の支援を行います。
- ⑥ 人権侵害に対する相談・支援体制の一層の充実に努めます。



(6) 女性の人権

現状と課題

わが国での女性の人権は、昭和60年（1985年）「女性差別撤廃条約」の批准によって、昭和61年（1986年）「男女雇用機会均等法」や平成11年（1999年）「男女共同参画社会基本法」の施行など法整備が進められるとともに、女性の社会への参画を拡大する「男女共同参画基本計画」が策定され、計画に基づいた取組が進められています。

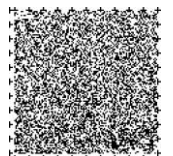
しかし、法制度や基本計画によって男女の平等が確保され、あらゆる分野に女性が参画し、自らの能力や個性を活かせる社会を目指しているものの、固定的役割分担意識が根強く残り、政策や方針決定過程への女性の参画も不十分な状況となっています。

実社会における男性優位の意識や、男女間の経済力の格差などの社会構造の問題と育児や介護を女性が負担するなどの性別による固定的役割分担意識の解消を図り、男女ともに互いの人権を尊重し、社会での対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる公平な社会を実現する必要があります。

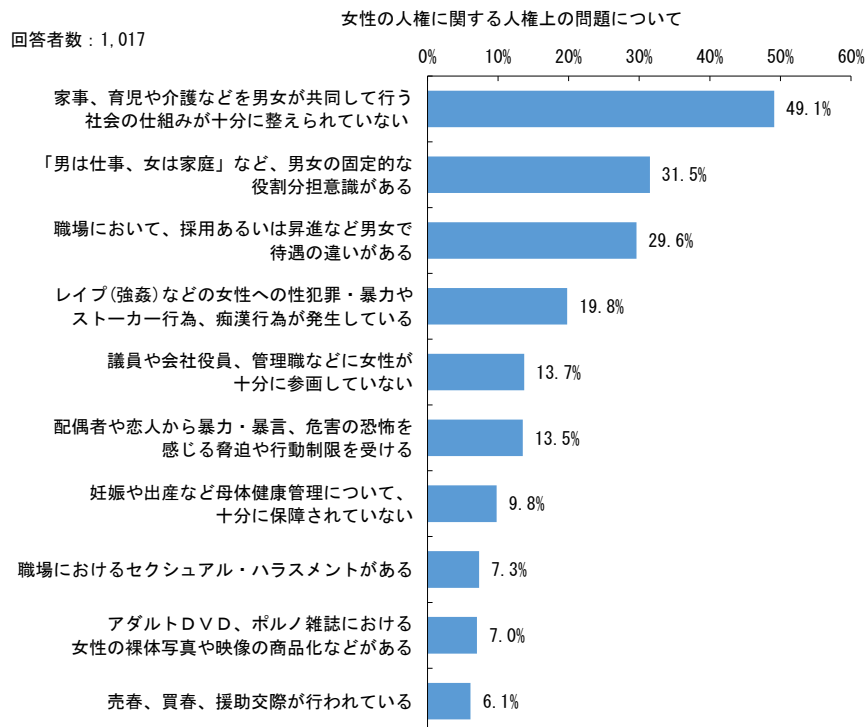
また、平成27年（2015年）の国会で「^{※P51}女性^{※P51}の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性の人権問題の解消に向けて大いに期待されています。

一方、^{※P53}DVやセクシュアル・ハラスメント、^{※P52}ストーカー行為、性犯罪など女性に対する精神的、身体的暴力行為による人権侵害は、近年多く発生し、重大な社会的問題となっています。

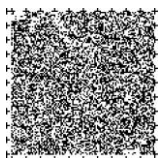
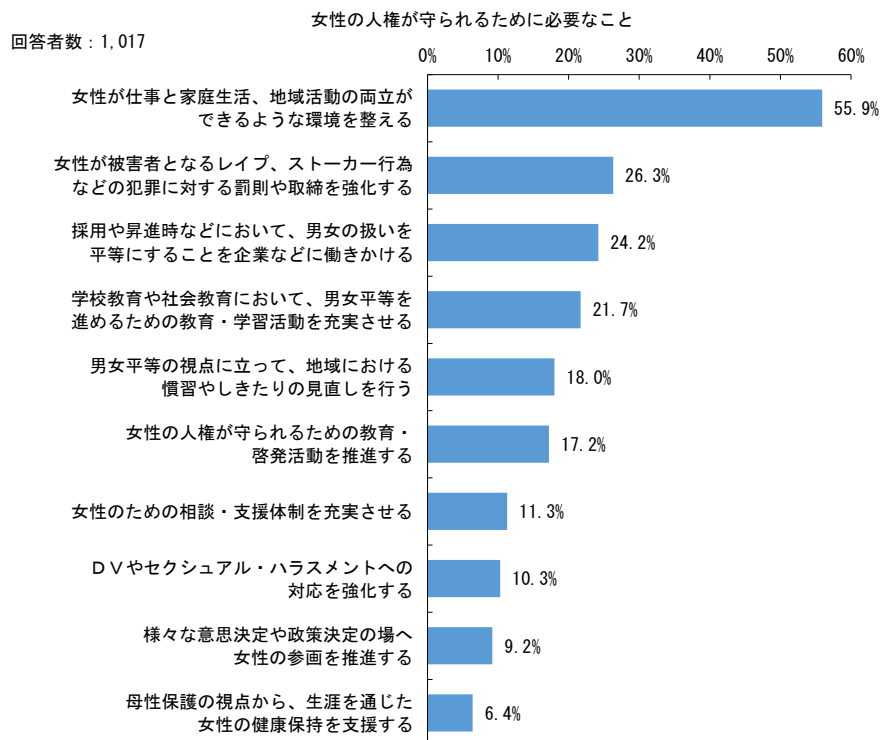
本市の意識調査で、女性の人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「家事、育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない」、「『男は仕事、女性は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」、「職場において、採用あるいは昇進など男女で待遇の違いがある」（図表5）となり、女性の人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」、「女性が被害者となるレイプ、ストーカー行為などの犯罪に対する罰則や取締を強化する」、「採用や昇進時などにおいて、男女の扱いを平等にすることを企業などに働きかける」（図表6）となっています。このことから、女性への家事、育児や介護への過剰な負担の解消や雇用・就労に関しての平等、女性への性犯罪等への罰則の強化を図っていくことが求められています。



図表 5



図表 6



基本方針

「紀の川市男女共同参画推進プラン～きのかわ ハートフル プラン～」のもと、男女共同参画や人権の啓発などを進めるとともに、働く場や家庭における男女共同参画、政策方針決定過程への女性の参画の取組を推進します。

また、男女がともに人権を尊重して歩んでいける社会を実現していくため、女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。

女性に対する精神的、身体的暴力行為は、表面に出にくい問題であるため、地域全体で根絶に向けた取組と気軽に相談できる体制の充実を目指します。また、人権侵害の事象が発生した場合の迅速な擁護など支援体制を強化します。

施策の基本的な方向性

① 男女共同参画推進プランに基づいた取組の推進

ア あらゆる世代の男女が、社会の一員として、さまざまな分野で個性と能力を発揮し、性別に関わりなく参画する機会を確保できるよう、多様な立場からの社会的視点や生活的視点、知恵や時間を活かせるように、政策・方針決定過程への男女のバランスがとれた参画を促進し、地域社会における男女共同参画の推進を図ります。

イ 男女がともに職場・家庭において、性別に関わりなく能力を発揮できる環境と仕事と生活のバランスのとれた生き方ができるような取組の推進を図ります。

ウ 固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動の推進を図ります。また、幼児期からの人権教育の一貫として、女性の人権教育を推進します。

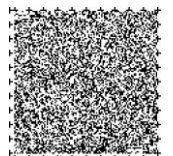
エ 男女が互いの性について理解を深め、妊娠や出産をはじめ、性と生殖に関する適切な情報の提供や学習機会の充実を図ります。

② 職場における女性の地位向上

本市の主要な産業である農業において、^{※P50}家族経営協定などの取組を進めるほか、働きやすい職場環境の整備を企業の連絡会議を通して要請するなど、就労の場において役割と責任に見合った女性の地位向上を図ります。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DVや^{※P54}デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する精神的、身体的暴力行為による人権侵害の防止に向けた教育や学習機会の充実、推進体制の整備を促します。また、暴力等による人権侵害が発生した場合、速やかに人権の回復を図るため、法的な対応も含めた対処措置の実施や被害者の保護・自立支援を行うため、各担当課や女性相談所等の関係機関が連携し、救済ネットワークづくり、事後ケアの充実など迅速な対応、体制づくりの強化を図ります。



(7) 障がいのある人の人権

現状と課題

わが国では、国連による「国連障害者の10年」などの取組を受けて、平成5年（1993年）に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、施行されました。「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「^{※P54}ノーマライゼーション」を基本理念のひとつとする障がい者施策を進めてきました。

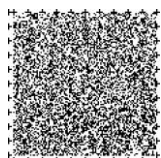
その後、平成16年（2004年）に国の「精神保健医療福祉改革ビジョン」では、入院治療中心から地域生活中心へと自立と社会参加の支援等を進めるとともに、基本理念に障がいを理由とする差別等の禁止が規定されました。

平成17年（2005年）には「^{※P54}発達障害者支援法」が施行され、^{※P51}自閉症や^{※P49}LD（学習障がい）などの早期発見とともに、成人期までの支援を国や自治体の責務としました。

近年、これらの個別の法律に基づいて、身体障がい・知的障がい・精神障がいに関する福祉サービスや公費負担医療の提供を行ってきましたが、平成18年（2006年）に障がい種別に関わりなく一元的に共通のサービスを提供することを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成25年（2013年）には、障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

また、平成19年（2007年）9月に「障害者権利条約」に署名し、障がいのある人の権利や尊厳を尊重するため、平成23年（2011年）の「障害者基本法」の改正や平成25年（2013年）の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立など国内における法制度の整備等を進め、平成26年（2014年）1月に同条約に批准しました。同条約は、障がいのある人となない人が同じように生活するために必要とされる「合理的配慮」を行わないことは「障がいを理由とする差別」にあたるとし、締約国が、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の権利の実現のための措置などを定めています。この流れの中で、平成28年（2016年）4月から「障害者差別解消法」が施行されます。

本市では、障がいのある人が自立した地域生活と社会活動への参加を図るため、合併前の旧5町それぞれにおいて「障害者基本計画」を策定し、各施策を推進してきました。その後、平成18年度に障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と障害者自立支援法に基づく「障害者計画」を策定しました。平成27年（2015年）には「第4期紀の川市障害福祉計画」を策定し、障がいのある人が自立し、地域とともに暮らせる社会の実現を目指しています。

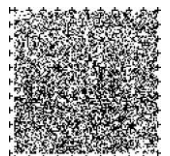
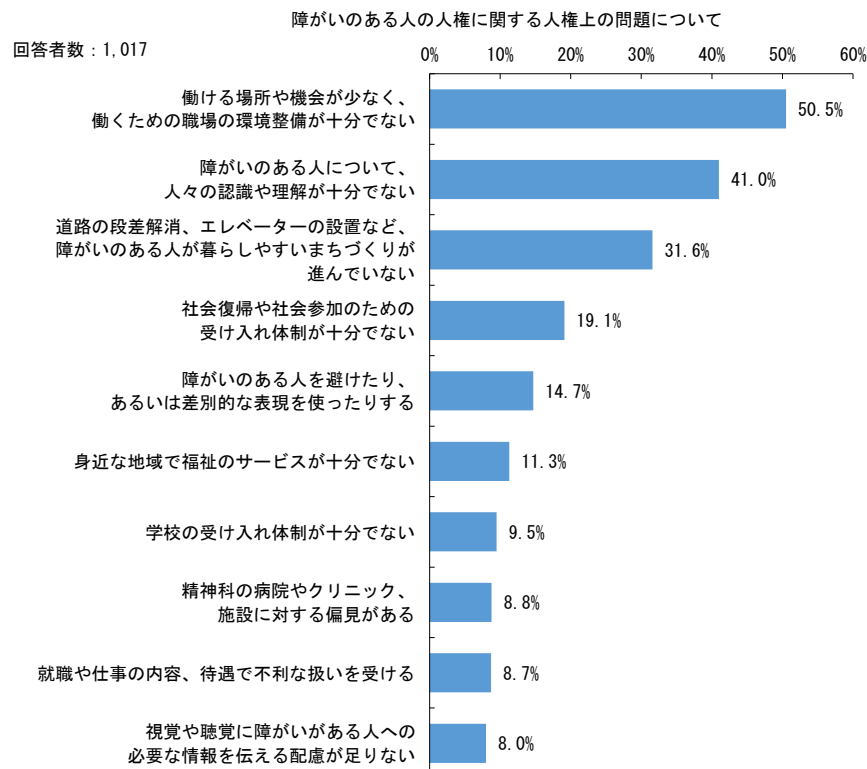


本市の意識調査で、障がいのある人の人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない」、「障がいのある人について、人々の認識や理解が十分でない」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」（図表7）となり、また、障がいのある人の人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「障がいのある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」、「障がいのある人の就職の機会や場所をつくる」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など^{※P55}バリアフリー化を進め、障がいのある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」（図表8）となっています。

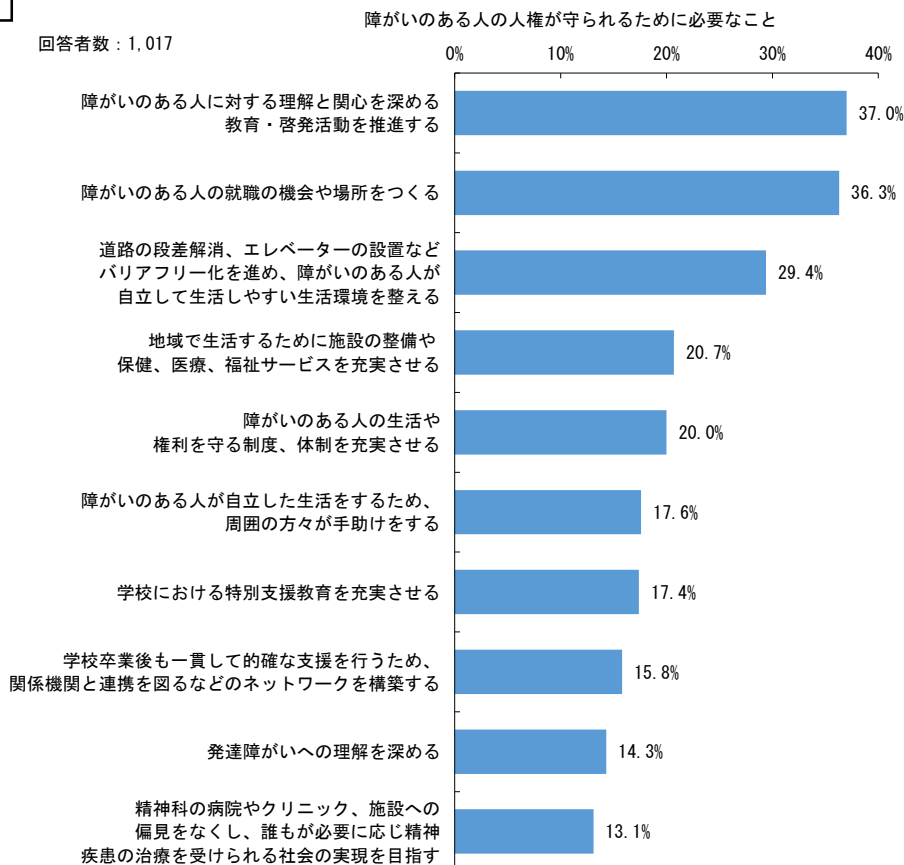
これらのことから、まずは、障がいのある人への理解と認識を深めるための教育・啓発活動の充実を図ることが必要となっています。また、障がいのある人の雇用の充実、職場の環境整備も必要となっています。

これからは、障がいのある人がより社会参加できるようなバリアフリー化の進んだまちづくりが求められています。

図表7



図表 8



基本方針

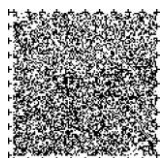
ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら地域社会の一員としてともに生活できる社会の実現に向けて、障がいのある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進します。

そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」とともに障がいのある人に対する差別や偏見などをなくす「心のバリアフリー化」を進めます。

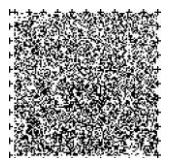
また、障がいのある人の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、及び障がいのある人の教育の充実、雇用・就労対策を推進します。

施策の基本的な方向性

- ① 障がいのある人の自立と社会参加をより一層推進し、「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するために、正しい理解と認識を促進し、講演会等のさまざまな行事や「広報紀の川」等を通じて啓発・広報活動を推進します。



- ② 地域や学校などにおいて、障がいのある人とない人の交流機会の拡大に努め、相互理解が深まるような取組や教育・啓発活動を進めます。
- ③ 障がいのある幼児・児童生徒の個性・能力が十分に発揮でき、将来、社会的・職業的に自立した生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズを的確に把握し、特別支援教育の更なる充実を図ります。
- ④ 障がいのある人が自立し、自己選択によってさまざまな生き方を選んでいくことができる社会の実現に向けて、障がいのある人が生活の場やサービスを選択できるようにするため、相談窓口や支援の充実を図ります。
- ⑤ 障がいのある人の社会参加や自立、及び自己実現を図るため、障がいのある人の雇用就労対策の推進を図ります。
- ⑥ 障がいのある人が住み慣れた地域の中で、健康的で文化的な生活を送ることができるよう、生活空間全体でのバリアフリー化の促進、保健・医療・福祉サービス体制の充実、相談体制・情報提供体制の充実を図ります。
- ⑦ 障がいのある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の普及や県の関係機関との連携強化を促します。
- ⑧ 災害時における避難所等については、障がい特性に配慮した福祉避難所として、7施設を指定しており、また、民間福祉事務所12施設とも協定を締結しています。有事の際は関係各課と連携し、一時避難所からの要援護者の保護に努めます。



(8) 子どもの人権

現状と課題

わが国では、昭和23年(1948年)に「児童福祉法」が施行され、昭和26年(1951年)に「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する各種施策を進めてきました。

平成6年(1994年)「子どもの権利条約」の批准により、子どもを人権主体として尊重し、子どもも同じ独立した人格をもつ権利の主体としてとらえ、子どもの人権を保障しています。また、平成12年(2000年)に、多発する児童虐待から子どもを救済するための「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」を施行し、平成25年(2013年)には、人権侵害につながるおそれのある「いじめ問題」を防止するための「いじめ防止対策推進法」を施行するなど、子どもの人権擁護に努めています。

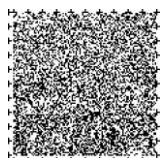
こうした中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15年(2003年)「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。また、平成27年(2015年)に、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを目的とした「子ども・子育て支援法」が施行され、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。

本市においても、平成18年(2006年)に「紀の川市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て家庭を地域全体で支援し、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ環境整備を平成26年(2014年)まで、総合的・計画的に推進を図ってきました。平成27年(2015年)には、次世代育成支援行動計画を継承した「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し推進しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は厳しく、学校におけるいじめの問題、児童虐待などの人権侵害や子どもの貧困問題など深刻な状況が続いています。本市の平成26年度の児童虐待相談は125件となり、年々増加傾向となっています。

その背景として、少子化や核家族化の進行、ひとり親世帯の増加など家族形態の多様化、携帯電話の普及によるSNS^{※P48}等の利用者の増加など、子どもや子育て家庭の環境が大きく変化し、家庭や学校、地域における子育てに関する機能が低下していることがあげられます。

本市の意識調査で、子どもの人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答を見ると、「親(保護者)が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」、「子ども同士のいじめに気づいても傍観する人が多い」(図表9)となり、また、子どもの人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「自分を大切にし、他人を思いやる心

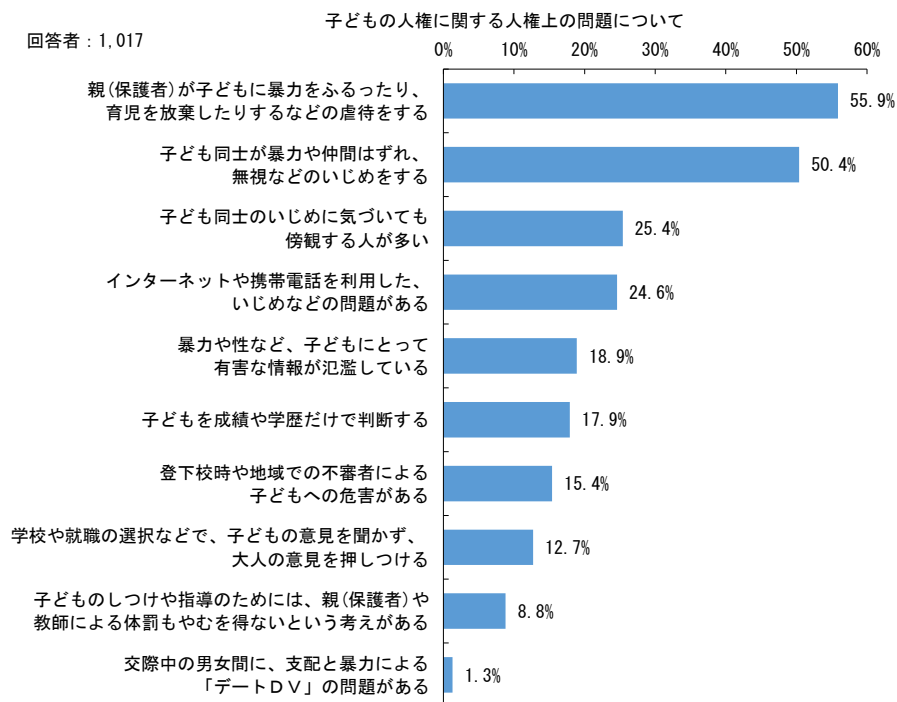


を持った子どもに育てる」、「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」、「家庭、学校、地域の連携を強め、地域の人が子どもに積極的に関わり、社会全体で育てる」（図表10）となっています。

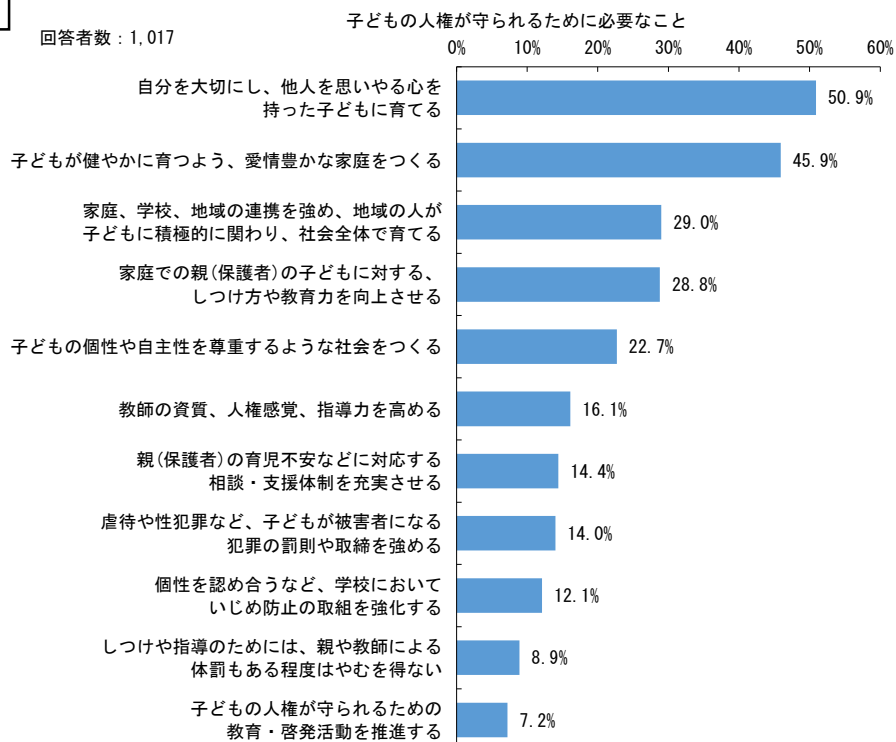
このことから、児童虐待やいじめへの問題意識が強く、その必要なこととして、子ども自身の教育や家庭環境の充実、社会全体での子育てへの積極的な支援が求められています。

家庭・学校・地域社会が子どもの人権を守り、健全育成についての協力体制づくりを推進するとともに、お互いができることを率先して行い、相互に連携しながら、社会全体での子育て力を高めることが課題となっています。

図表 9



図表 10



基本方針

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を実現していくため、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、子どもの夢や未来を応援する施策を推進します。

子どもや子育て家庭への見守り支援を充実し、子育てしやすい環境を形成することで人権侵害の防止を図るとともに、支援が必要な問題が生じた場合には、速やかな発見、連絡体制づくりと救済できる体制づくりを行い、継続した見守り体制の充実を図ります。

いじめ問題への取組として、家庭・学校・地域及び関係機関と連携し、いじめから子どもたちを守る体制づくりの充実を図るとともに、早期発見、相談できる体制の充実や学校におけるいじめをなくす取組を、地域ぐるみで支援する体制の強化を図ります。

施策の基本的な方向性

① 地域ぐるみで世代を超えた子育て支援

ア 乳幼児期は、人間形成において信頼や愛情などを培っていくうえで、大切な時期となります。そのため、保護者・家族・地域が一体となって地域ぐるみで子育てを行う意識づくり、体制づくりを進め、世代を超えたふれあいや体験学習・活動を推進します。

イ 子育て世代が集う場や地域における居場所づくり、学童保育の充実など、地域全体の子育てネットワークの形成を推進します。

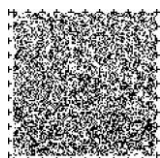
② 児童虐待の防止と救済・支援の促進

ア 児童虐待は、重大な人権侵害であり、そのようなことがおこらないよう、周産期の段階から母子保健の一貫として支援の充実を図るとともに、育児期においても孤立させないような見守り体制の充実を図ります。

イ 虐待を未然に防止するために、子育て家庭への育児負担の軽減や地域内交流を進めます。

ウ 児童虐待の問題が発生した場合には、より一層速やかに救済できる体制づくりに取り組めます。また、保護者へのカウンセリングができる児童相談所や子ども相談センターなどの専門機関との連携や要保護児童支援ネットワーク会議の充実を図ります。

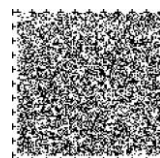
エ 学校における、児童虐待の予防・早期発見・虐待を受けた子どもへの対応について、教職員の研修の充実を図ります。また、家庭や地域、専門機関とのネットワークづくりを強化します。



③ 学校等でのいじめの防止や^{※P55}不登校^{※P55}についての相談体制の充実

ア 学校等におけるいじめや不登校について、早期発見に努め、各小・中学校に^{※P52}スクールカウンセラーや^{※P52}スクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置し、児童生徒及びその保護者の相談や支援を行い、問題の早期解決を図ります。

イ いじめ等の対策については、教育相談員等における専門知識を有する人材の適切な配置、関係専門機関等との十分な連携・協力のもと、いじめ防止と不登校等についての相談体制の充実を図ります。



(9) 高齢者の人権

現状と課題

平成12年(2000年)に「^{※P49}介護保険制度」が始まり、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

わが国では、少子化や平均寿命の大幅な伸びを背景にして、急速に高齢化が進み、平成26年(2014年)の高齢化率は26.0%となり、本市においても28.4%と4人に1人以上が高齢者である「^{※P53}超高齢社会」となっています。

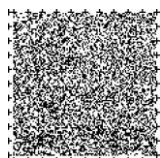
また、平成27年(2015年)4月から介護保険法改正により在宅医療・介護の連携の推進など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、老人保健法、老人福祉法及び介護保険法の法定計画として、平成18年(2006年)に「第3期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定し、その後、平成27年(2015年)に「第6期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定し、この計画に基づいて、高齢者が自立し、生きがいをもって生活していくことができるよう、医療、保健、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「^{※P53}地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を推進しています。

しかし、核家族化が進み、高齢者の単独世帯が増加し、地域社会とのつながりも希薄になってきています。また、認知症や身体機能の低下による要介護高齢者の増加に伴い、高齢者への偏見や差別意識が高まるとともに、高齢者の身体的・経済的な虐待や低所得による貧困、高齢者をねらった詐欺事件などが大きな社会問題となっており、経済的な自立と生きがいをもって年を重ねることが難しくなっています。

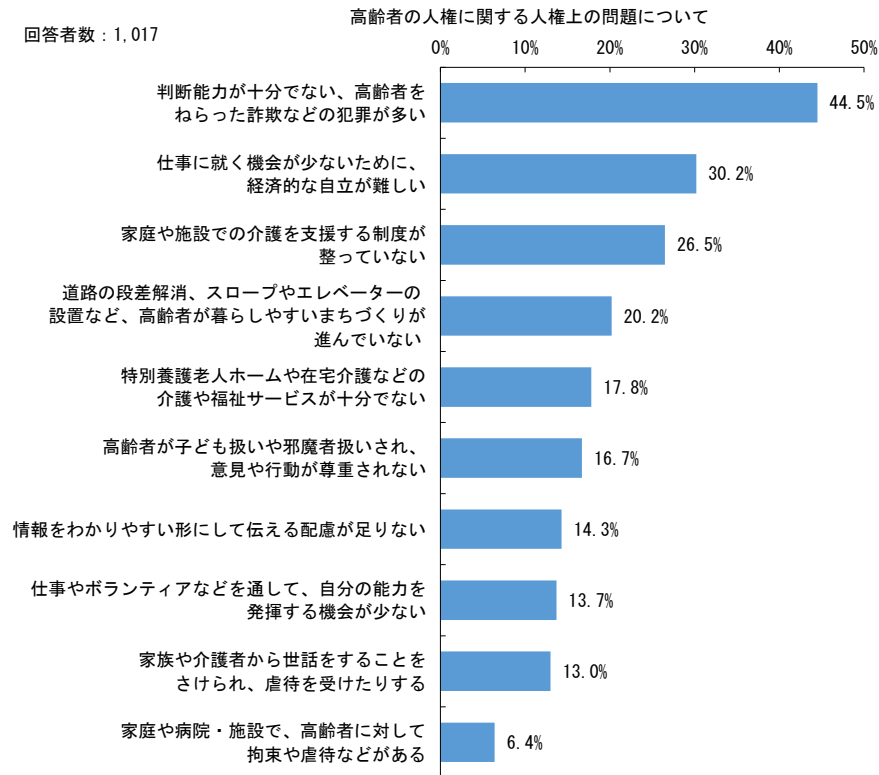
本市の意識調査で、高齢者の人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」、「仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい」、「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」(図表11)となり、高齢者の人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」、「家庭や学校、地域で高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」、「高齢者が能力や知識、経験をいかして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」(図表12)となっています。

このように、高齢者が退職や子どもの独立、配偶者との死別などでみられる環境の変化や高齢に伴う身体の衰えや認知症等の発病などにより、社会から疎遠になる確立が高くなり、介護サービスや地域の人々との交流がより必要となっています。また、詐欺被害の防止や経済的な自立、日常生活サービスや生きがいづくりが、より求められています。

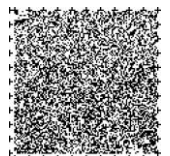
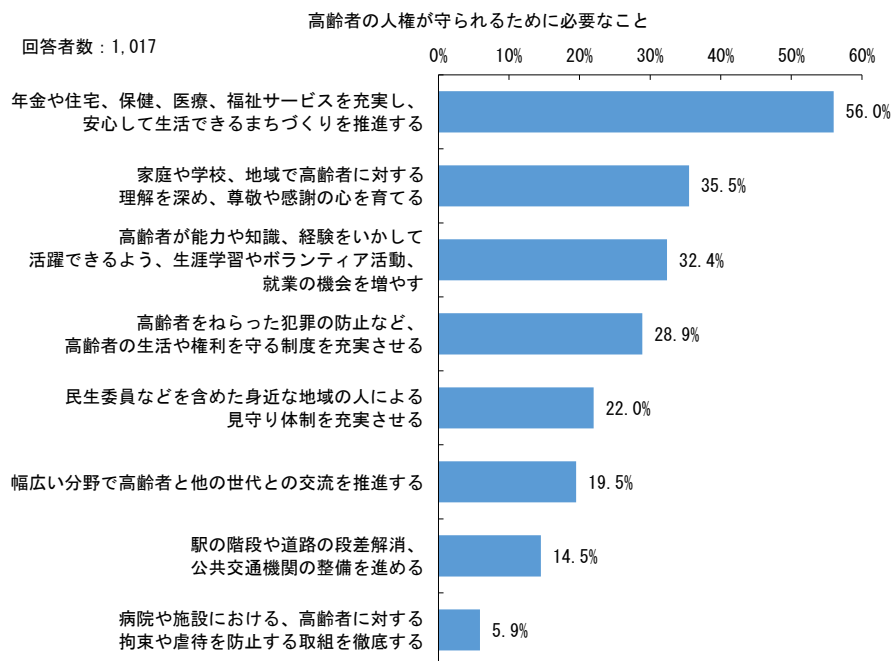


高齢者が生きがいをもって、これまで培ってきた知識や経験を地域で活かし、社会参加できる環境整備を図るとともに、高齢者が敬われ、人権が尊重される社会づくりが課題となっています。

図表 11



図表 12



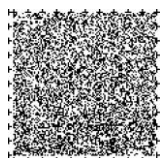
基本方針

「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現していくため、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

そのためにも、高齢者一人ひとりが、生涯にわたって、住み慣れた地域で自分にあった暮らしの中、心豊かに生きがいをもって地域や周りの人と関わりをもちながら、安心して暮らし続けられる生活が送れるよう支援や取組を推進します。

施策の基本的な方向性

- ① 超高齢社会を迎え、高齢者も地域社会の一員として役割を担うことが、すべての世代がいきいきと暮らしていける社会を築く基盤となることから、心身の衰えなどによる差別や偏見をなくし、ともに生きる社会の形成に向けた人権啓発を推進します。
- ② 身体機能の低下や認知症など的高齢者が抱えるさまざまな問題を、地域の人々が認識するための啓発活動に取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で、より長く暮らしていけるように、地域で支えあう環境づくりを進めます。
- ③ 高齢者の単独世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に対し、見守り、安否確認を実施し、高齢者の孤独感の解消、及び安心感の提供並びに孤独死の防止を図ります。
(高齢者見守り事業)
- ④ 高齢者が孤独を感じることなく、交流を促進し、生きる楽しみをつくっていくために、学習からものづくりまで多様性をもった生涯学習の機会を創出します。
- ⑤ 高齢者がもつ豊かな知識や経験を活かし、^{※P52} **シルバー人材センター**の周知・普及に努めるとともに、生涯現役との視点から就労の機会を創出し、^{※P50} **コミュニティビジネス**や^{※P56} **ボランティア**活動、世代間交流など、地域に根ざした自主的な活動を支援し、いつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりを進めます。
- ⑥ 子どもの成長段階において、幅広い世代との交流が豊かな人格の形成につながることから、人生経験豊かな高齢者と子どもたちが世代間交流を進める機会を、学校や地域社会において創出していくことで、高齢者を敬愛し、人権が尊重される社会教育を推進します。
- ⑦ 高齢者虐待や認知症など的高齢者の権利擁護のために、高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度の普及、及び保健所等関係機関との連携の強化を促します。
- ⑧ 災害時における避難において支援が必要な人（要援護者）の安全を確保するため、申請により「災害時要援護者台帳」に登録し、必要な情報を関係機関と共有し、災害時に迅速かつ、適切に対応できるように進めます。(災害時要援護者対策事業)



(10) 外国人の人権

現状と課題

わが国に入国する外国人は年々増加し、平成26年（2014年）の入国者数（再入国者を含む。）は約1,415万人で前年に比べ約25.7%増加し、過去最高となりました。

憲法では、日本国民を対象としているものを除き、わが国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享受を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。また、平成7年（1995年）に批准した「人種差別撤廃条約」では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから外国人をめぐるさまざまな人権問題がおこっています。

県では、平成10年（1998年）に「和歌山県国際交流センター」を設置し、また、平成15年（2003年）に「和歌山県国際化推進指針」を策定し、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に取り組んでいます。

本市では、外国人が少ない状況ですが、外国人に対する人権問題が発生する可能性もあることから、同じ地域に暮らす住民であるとの視点から、偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される共生社会を構築していく必要があります。

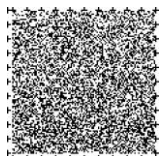
基本方針

国籍や民族に関わらず、外国人も地域に暮らす市民のひとりとして、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが、外国人のもつ文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、これを尊重することが大切です。

そのためには、市民に諸外国の歴史や文化、生活習慣などについての紹介や外国人とふれあう機会を積極的に提供することなどを通して、在住する外国人がいきいきと暮らすことができる共生社会づくりを目指します。

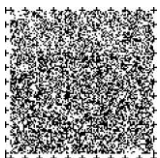
施策の基本的な方向性

- ① 文化や慣習、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすために、教育・学習や地域交流などさまざまな機会を創出し、相互理解を深め、人権意識の啓発に努めます。



第4章 分野別人権施策の推進

- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、広い視野をもち、異文化を尊重する意識や異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく意識を育成するための教育の充実を図ります。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導をはじめ、適切な支援を促します。
- ③ 外国人が、地域で安心して生活できるよう、生活情報の提供や各種相談事業、各種案内標識等の外国語の併記等を推進します。
- ④ 国際化が進む中で、仕事や研修で本市に滞在する外国人もいることから、雇用主及び職場において、人権尊重意識の普及・高揚を促すとともに、適正な就労条件で労働や研修が行われるよう、指導や相談ができる場の確保に努めます。



(11) HIV（エイズウイルス）感染者やハンセン病回復者、難病などの患者の人権

現状と課題

現在、わが国では、さまざまな感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方がおり、医学的にみて不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対するさまざまな人権問題が生じています。特に、近年、^{※P48}**HIV**感染者は増加傾向にあり、性行為等を通じて感染するものが大部分を占め、感染者の低年齢化が進行していることから、正しい知識や予防法を知ることが重要になってきています。

このような状況の中、本市では広報等により、^{※P55}**ハンセン病**や^{※P48}**エイズ**を含むHIV感染症、及び原因不明の難病等について、疾患の正しい知識や理解の普及・啓発を行い、相談窓口についての周知を行っています。

しかし、感染者とその家族が偏見や不当な差別を受けることなく、それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境を整備するには、現在の取組だけでは十分とは言えません。

今後は、広報活動のみではなく、さまざまな機会を利用しながら感染症や難病等に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに、適正な医療の確保ができるように患者や家族への支援体制の整備に努める必要があります。

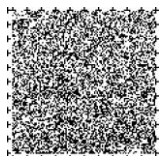
基本方針

ハンセン病やHIV感染症、難病等については、発生の予防と患者や家族の人権尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、適切な治療が受けられるように支援します。

このような観点から、ハンセン病やHIV感染症、難病等に対する偏見や差別をなくす正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と患者や家族への人権相談などの支援体制の整備に努めます。

施策の基本的な方向性

- ① ハンセン病やHIV感染症、難病等に対する誤った知識による偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 学校教育や生涯学習においては、エイズ教育や学習を通じて、正しい知識を身につけることにより、感染予防を促すとともに、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすよう、人権教育・学習を推進します。
- ③ ハンセン病やHIV感染症、難病等の病気を抱えている方が、地域社会の中で安心して生活、治療、療養ができるよう、保健所等の関係機関と連携し、相談・支援体制の整備に努めます。



(12) 犯罪被害者とその家族の人権

現状と課題

犯罪被害者の人権にかかる問題については、犯罪の被害者やその家族が、犯罪による直接的な被害のほか、捜査や裁判の過程において、マスコミ等による取材、報道において二次的な被害を受けるという実態もあります。

犯罪被害者とその家族が抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。被害体験の後には、そのショックにより今までの人生とは一転し、^{※P54} **トラウマ（心的外傷）**や^{※P55} **PTSD（心的外傷後ストレス障がい）**などの精神的・身体的症状が残ることもあります。

平成12年（2000年）に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的にかかわる道が開かれました。

また、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

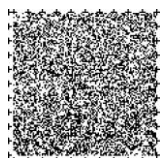
このような状況を踏まえ、本市においても、犯罪被害者とその家族の立場を理解するとともに、制度の周知を図ります。

基本方針

犯罪被害者とその家族の人権擁護に資する啓発活動を推進するとともに、それらを支援するNPO等民間団体の活動支援に努めます。

施策の基本的な方向性

- ① 犯罪被害者とその家族が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性について市民の認識を深める啓発に努めます。
- ② 犯罪被害者とその家族に関わる市職員などの研修を行い、高い人権意識による適切な対応を促します。
- ③ マスコミの過剰な取材・報道による犯罪被害者とその家族への二次被害を防止するため、マスコミに対し、取材・報道について自主規制を行うよう理解を求めます。
- ④ 犯罪被害者とその家族の相談窓口の充実を図るとともに、県と連携し適切な対応に努めます。また、犯罪により深刻な精神的被害を受けたことに対し、医師や臨床心理士等によるカウンセリングが適切に受けられるような支援体制を整えます。
- ⑤ 故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病、障がいという重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や加害者側からの損害賠償が得られない犯罪被害者とその家族に対して「犯罪被害者給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害給付制度の周知を行い、県と連携を図ります。



(13) さまざまな人権

これまでに述べた 12 分野の人権問題のほかにも、多くの人権問題が存在しています。現状と課題及び基本方針についてまとめました。

ア) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、社会の中に根強い偏見があり、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むために、偏見や差別意識を解消するための啓発活動を進めるとともに、更生保護活動を行う団体等に対する支援に努めます。

イ) 性同一性障がい者の人権

性同一性障がい者は、自分自身に対して強い違和感をもつと同時に、社会の無理解や偏見等により強い精神的な負担を受けています。就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しいだけでなく、偏見により嫌がらせを受けるなど、さまざまな問題が生じています。

性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず、本人確認等で問題が生じているため、平成 16 年（2004 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。

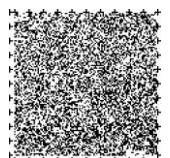
本市においても、性同一性障がい者や障がいに対する正しい知識を深める啓発活動とともに、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動に努めます。

ウ) 同性愛者などの性的指向の人の人権

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについて、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

本市においても、県や関係機関と連携し、性的指向を理由とする偏見や差別の解消を目指し、啓発活動や相談に努めます。



エ) 自死遺族の人の人権

平成26年版厚生労働白書によると、わが国における自殺者数は、平成10年(1998年)から14年連続で年間3万人を超え、平成24年(2012年)から2年間は3万人を下回っているものの、依然として深刻な状況となっています。自殺はさまざまな要因が重なって生じていますが、精神疾患、中でもうつ病、総合失調症、依存症は特に自殺の大きな要因と考えられています。

平成18年(2006年)に「自殺対策基本法」が施行され、その中には自殺対策を総合的に推進することとあわせて、自殺者の親族等に対する支援の充実を図るよう明記されています。

愛する家族を自殺(自死)でなくしたときの遺族など身近な人は、突然の悲観に加え、自責と悔恨の思いで苦悩します。また、社会からの誤解や偏見、不利益を受けてしまう現状があることから、家族がなくなった理由を公にしない遺族も少なくありません。

県では「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」により自殺対策を推進するため、和歌山県精神保健福祉センターに設置した和歌山県自殺対策情報センターが核となり、医療、福祉、教育、産業等の関係分野の各団体と相互に連携し、総合的な相談支援体制の確立及び啓発、さらには自死遺族のケアなど総合的な対策を進めています。

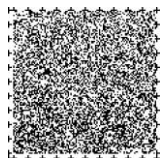
本市においても、県と連携した対策を検討していきます。

オ) その他の人権課題

その他にも、アイヌの人々の人権、北朝鮮に拉致された人々やその家族に関する人権、中国からの帰国者に対する人権、ホームレスの人権、ひとり親世帯への偏見や差別、^{※P51}**婚外子(非嫡出子)**やその母親、児童福祉施設等出身者に対する偏見や差別、社会的^{※P55}**ひきこもりの**問題などさまざまな人権課題があります。

このような、さまざまな人権課題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じ、適切な対応と取組を行います。



第5章 施策の総合的な推進

1 推進体制づくり

(1) 庁内推進組織

人権教育・啓発を推進するためには、各部署が責任をもって、主体的に取り組んでいくことが求められます。一方、各部署の個別対応では、課題の解決が図れない事態も多く発生することから、関連各部署が連携して取り組んでいく必要があります。「紀の川市人権問題処理委員会」においても、人権侵害における速やかな解決に向けた体制の充実を図ります。

また、本市の人権教育・啓発を進めていく上で、中長期的な目標を設定し、進捗状況を把握し、各部署の総合調整を図りながら推進するため、「紀の川市庁内人権推進検討委員会」において、総合的な調整や連携した取組の推進を図るとともに、人権啓発推進課を通じて、施策の進行管理を行います。

(2) 分野別の組織体制

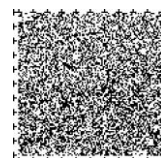
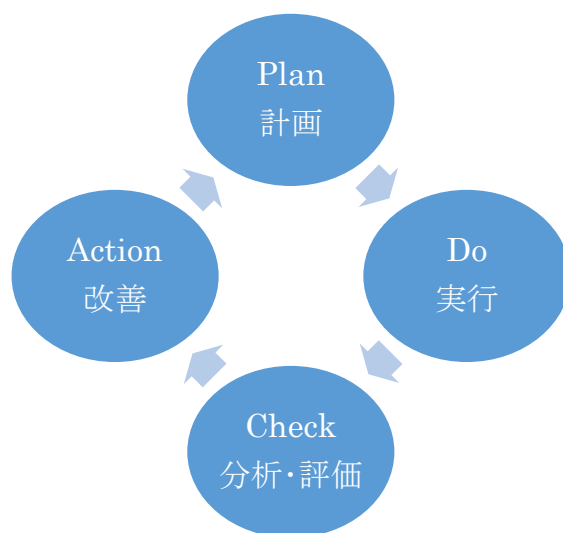
庁内において、分野別に担当する部署を定め、計画の進捗管理を行います。

(3) 人権啓発推進課の役割

人権啓発推進課は、人権啓発の施策に関する総合調整機関の機能を担うとともに、人権に関する取組の推進役としての役割を果たしていきます。

また、本計画の進捗状況を把握し、「紀の川市人権施策推進懇話会」に報告を行い、PDCAサイクルにより計画を適切に推進します。

※PDCAサイクルとは、計画（P）を実行（D）し、定期的に分析・評価（C）を行い、改善（A）を検討し、計画の見直しを行っていくことです。



2 社会全体での取組体制づくり

人権侵害のない社会づくりを目指し、あらゆる世代に対して、あらゆる機会を通して人権教育・啓発の取組を進めます。

(1) 人権施策を推進する地域ネットワークの形成

人権問題は、地域社会全体の課題であり、行政だけの施策で解決することは困難であり、地域社会と行政が協働して取り組むことが解決への近道であるといえます。

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会にも参画し、法務局や県、他市町村、関係機関と協力し、情報の共有等、人権施策を効果的に推進して人権意識の高揚を図っています。

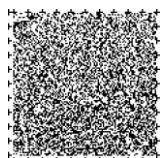
本市では、人権行政を市民の視点で進めていくよう、市民代表や学識経験者などで構成された「紀の川市人権委員会」を組織しています。

また、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「紀の川市人権施策推進懇話会」を設置し、人権に関し見識を有する学識経験者及び各種団体の代表などにより、人権に関する施策や計画の推進、施策の評価などに対して審議や提言を行い、市民の意向を反映し、現実に即した施策を展開しています。

紀の川市人権委員会の他に、人権擁護委員会、民生委員・児童委員連絡協議会、保護司会などさまざまな市民団体や地域組織があり、人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、NPOやボランティア団体の活動が福祉をはじめ、さまざまな分野に及び、今後、人権問題への取組にも拡大していくことが考えられます。

これからも人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携し、有機的な結びつきを深め、地域のネットワーク形成を強化します。



(2) 人権擁護のためのセーフティネットの構築

本市では、人権教育・啓発を通じて、人権意識を高め広げながら、偏見や差別の解消により、すべての人が生まれながらにもっている権利が守られる地域社会の形成に取り組んでいます。しかし、人権侵害は今なお存在していることから、現実社会への対応として、人権侵害を受けた人に対する相談、加害者に対する人権侵害の防止、あるいは被害者を援助する人権救済の擁護的な措置が求められています。

人権侵害を救済する最終的な解決手段として、裁判制度があります。しかし、差別や虐待を受ける被害者等の弱い立場にある人が、この制度を利用するには困難な場合が多く、手続きに時間や費用を要することから、庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、さらに、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、実際の人権侵害の事象に対して速やかに権利を回復する人権擁護のためのセーフティネットの構築を推進します。

3 人権行政の推進管理方針

(1) 情報の収集と提供

各種相談窓口やホームページの「市政ポスト」からの人権に関するお問い合わせなど、庁内各課と連携し人権に関する問題の情報の収集に努めます。その他、人権に関する市民意識調査を必要に応じて行い、人権教育・啓発の施策に反映していきます。

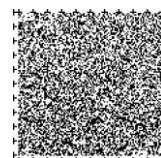
また、県とも連携し、人権に関する情報の収集と提供を行います。

(2) 具体的なアクションプログラムの策定

基本方針に基づいた人権施策を推進していくために、施策の具体的な実施を示したアクションプログラムの策定を検討します。

(3) 基本方針の見直しについて

この基本方針は、社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。



用語の解説

【あ行】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（P2）

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約です。わが国は平成 7 年（1995 年）に批准しました。

いじめ（P1）

平成 25 年（2013 年）の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

インターネット（P1）

通信回線を介して、世界各地の個人や組織のコンピューターがつながることをいいます。不特定多数の人と情報の送受信が可能になります。

H I V（P41）

ヒト免疫不全ウイルス。

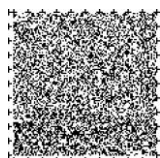
H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

エイズ（AIDS）（P41）

H I V感染によって免疫不全の状態となり、カリニ肺炎等の疾患を発症した状態。正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。

S N S（Social Networking Service）（P32）

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のW e bサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制サービスのことです。



えせ同和行為（P22）

同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な要求を行う行為をいいます。

えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつけるという悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

NPO（P14）

「民間非営利組織」という意味で、営利を目的としない民間団体の総称とされます。「民間」とは、「政府の支配に属さないこと」。「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」。「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。

利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

平成10年（1998年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。

LD（学習障がい）（Learning Disabilities）（P28）

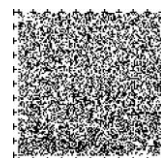
平成11年（1999年）の文部省（現文部科学省）調査研究協力者会議の報告書では、学習障がいとは、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は持論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態」を指すものです。

「学習障がいは、その原因として中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや環境的な要因が直接の原因となるものではない」と学習障がいについて定義されています。

【か行】

介護保険制度（P36）

40歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う制度。40歳以上の国民の保険料と国、県、市町村の公費を財源として、市町村等が保険者とな行われる社会保険制度。



家族経営協定 (P27)

家族経営が中心のわが国の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、経営において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるように、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを、文書にして取り決めたものが「家族経営協定」です。

感染症 (P15)

病原体の侵入増殖によって人体機能が侵害される病気をいいます。

公益財団法人和歌山県人権啓発センター (Tel 073-435-5420) (P14)

平成 10 年 (1998 年) 8 月に策定された『『人権教育のための国連 10 年』和歌山県行動計画』において、人権啓発の拠点としての人権啓発センターが位置づけられ、これに基づいて、平成 14 年 (2002 年) 4 月に設置されたものです。

また、平成 25 年 (2013 年) 4 月には公益財団法人化され、各種啓発事業や研修事業、人権相談業務など、県民の人権意識の高揚を図るための事業を総合的に行っています。

国際人権規約 (P2)

- ①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約または A 規約)」
- ②「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約または B 規約)」
- ③自由権規約の議定書から成り立っています。

わが国は、①及び②の 2 つの規約について、昭和 54 年 (1979 年) に批准しています。

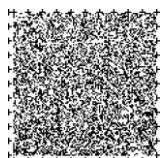
コミュニティビジネス (P38)

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じてその活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

コミュニティビジネスは法人、資格を示すのではなく、「地域性・社会性＋事業性・自立性」を伴った地域事業体のことを指します。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法) (P3)

働く女性が性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるようにするためには、募集・採用という職業生活の入口において男女の均等な機会が確保されることが大変重要であることから、事業主は労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならないこととされています。



婚外子（非嫡出子）（P44）

法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいいます。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」といいます。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止しています。

【さ行】**児童虐待（P1）**

「児童虐待の防止等に関する法律」の定義では、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること（性的虐待）」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（ネグレクト）」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）」があります。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（P2）

平成元年（1989 年）に国連総会で採択されました。子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約です。わが国は、平成 6 年（1994 年）に批准しました。

自閉症（P28）

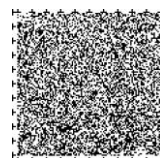
発達障がい的一种と捉えられ、主な症状として「言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない」「行動の様式や興味の対象が限定されて同じような行動を反復する」等があげられますが、このうち知的障がいの遅れを伴わないものを高機能自閉症といいます。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）（P2）

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約です。わが国は、昭和 60 年（1985 年）に批准しました。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（P25）

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定されました。平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から、労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなりました。



障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）（P2）

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約です。

シルバー人材センター（P38）

高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。昭和61年（1986年）に高齢者雇用安定法で制定されました。

人権擁護委員（P5）

基本的人権の侵犯に対する監視・救済を行い、人権思想の普及に努めることを使命とするために、法務大臣の委嘱により市町村ごとに置かれています。

スクールカウンセラー（P35）

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在りように関わるさまざまな問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を、平成7年度から「心の専門家」である臨床心理士などを「スクールカウンセラー」として全国の中学校に配置し、小学校、高等学校にも派遣されています。

スクールソーシャルワーカー（P35）

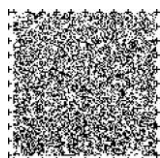
子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子ども側に立って解決するためのサポートシステムをいいます。

ストーカー行為（P25）

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

成年後見制度（P15）

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて、代理権等を付与された成年後見人や保佐人等が財産管理等を行う制度です。



セーフティネット (P47)

最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。

世界人権宣言 (P2)

昭和 23 年（1948 年）12 月、国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された 12 月 10 日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）(P18)

相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって不利益を与えたり、または、それを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させることをいいます。

【た行】**地域包括ケアシステム (P36)**

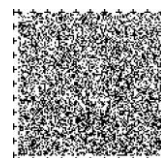
地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みをいいます。

超高齢社会 (P36)

全人口に占める 65 歳以上人口の割合が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」といわれている。国立社会保障・人口問題研究所の平成 24 年（2012 年）推計によれば、平成 47 年（2035 年）には、高齢人口が全体の 33.4%となることが予想されています。（必ずしも絶対的な基準というわけではなく、「高齢社会」や「超高齢社会」等、多様に表現されることについては、特に定義が定められているものではありません。）

DV（ドメスティック・バイオレンス）(P25)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、のしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含まれた概念をいいます。



デートDV (P27)

配偶者関係にない若い世代を中心におこる交際相手から受ける支配と暴力のことをいいます。殴る、蹴るといった「身体的な暴力」だけでなく、言葉による「精神的な暴力」、交際相手以外の人と付き合いを制限するような「社会的な暴力」、性行為の強要や避妊への非協力などの「性的な暴力」など、相手を一方的に支配しようとするもので、このデートDVの背景には嫉妬という感情が存在している場合が非常に多く、暴力をふるう理由も要因もDVと共通しています。

トラウマ（心的外傷）(P42)

地震や戦争被害、災害、事故、性的被害など、その人の生命や存在に強い衝撃をもたらす出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。たとえば、自然災害（地震・火災・火山の噴火・台風・洪水など）や社会的不安（戦争・紛争・テロ事件・暴動など）、生命などの危機に関わる体験（暴力・事故・犯罪・性的被害など）、喪失体験（家族・友人の死、大切な物の喪失など）の出来事により、心に深い傷を受け、事件を想起させる不快な場所や人間関係を避けたり、外出ができなくなるなど、トラウマによる反応はさまざまです。一部にはPTSDと呼ばれる精神的後遺症が発症します。

【な行】

難病（特定疾患）(P15)

昭和47年（1972年）、厚生省（現厚生労働省）が策定した「難病対策要綱」によると「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

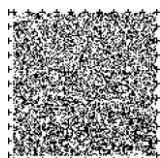
ノーマライゼーション (P28)

障がいのある人や高齢者がほかの人々とともに暮らす社会がノーマル（標準）であるとする福祉の基本理念。

【は行】

発達障害者支援法 (P28)

児童の発達障がいの早期発見及び発達障がい者の支援のための施策。



バリアフリー（P29）

障がいのある人が社会生活をしていく上で、物理的、心理的障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。物理的な面では建物や道路などの段差解消による障壁の除去という意味で使われることが多くあります。

パワー・ハラスメント（パワハラ）（P18）

職場の権限や地位を悪用し、業務の範囲を逸脱して、継続的に相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、働く環境を悪化させるなど、雇用不安を与えること。つまり「職場における立場や地位を悪用したいじめ」といえます。

ハンセン病（P41）

ノルウェーの医師ハンセンが発見した細菌「らい菌」による感染症。抹消（まっしょう）神経や皮膚が侵されるが、感染力や発病力は極めて弱い。

以前は「らい病」と呼ばれ、菌発見までは遺伝病と考えられていましたが、1940年代以降は特效薬が発明され、治癒が可能となりました。

ひきこもり（P44）

特定の病名や診断名ではなく、さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指します。（単一の疾患や障がいの概念ではありません。）

PTSD（心的外傷後ストレス障がい）（P42）

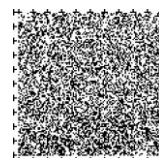
PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）は、実際にまたは危うく死ぬ、深刻な怪我を負う、性的暴力など、精神的衝撃を受けるトラウマ（心的外傷）体験にさらされたことで生じるストレス症候群のことをさします。

フェーズ（P2）

プロジェクト全体に対してそれよりも小さな期間・規模でプロジェクトを区切った単位として用いられます。

不登校（P35）

年度内に連続または、断続して 30 日以上欠席があり、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある（病気や経済的理由によるものは除く）ことをいいます。



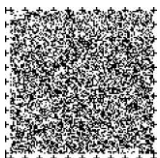
ボランティア (P38)

自発性、柔軟性、公益性、無償性等を原則として、地域や社会のために時間や労力、知識、技術などを提供する個人のことをいいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス (P18)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。



資料編

1	紀の川市人権尊重のまちづくり条例	58
2	紀の川市人権施策推進懇話会設置規則.....	60
3	紀の川市人権施策推進懇話会委員名簿.....	61
4	人権関係年表	62
5	世界人権宣言	68
6	日本国憲法（抄）	71
7	人権教育のための世界計画	73
8	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	74

紀の川市人権尊重のまちづくり条例

平成 18 年 12 月 22 日

条例第 74 号

（目的）

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

（市の役割等）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、県及び関係機関と連携するものとする。

3 市は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する調査研究に努めるとともに、市が実施した人権施策について公表するものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

（人権施策基本方針）

第 4 条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）人権尊重のまちづくりの基本理念

（2）人権意識の高揚を図るための施策に関すること。

（3）人権に関する相談支援体制の整備に関すること。

（4）人権問題における分野ごとの施策に関すること。

（5）その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ次条に規定する紀の川市人権施策推進懇話会に諮問するものとする。

（紀の川市人権施策推進懇話会の設置等）

第 5 条 この条例の目的を達成するため紀の川市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を審議する。

3 懇話会は、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項に関し、市長に意見をのべることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

紀の川市人権施策推進懇話会設置規則

平成19年2月15日

規則第4号

改正 平成26年3月10日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀の川市人権尊重のまちづくり条例（平成18年紀の川市条例第74号）第6条の規定に基づき、紀の川市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、人権啓発推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(懇話会委員の任期の特例)

2 第2条第2項本文の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月10日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

紀の川市人権施策推進懇話会委員名簿

◎印:会長 ○印:副会長

平成 2 6 年度	
氏 名	所 属 名
飯 田 敬 文	部落解放同盟那賀地方協議会
泉 中 條 子	紀の川市身体障害者連盟
榎 本 喜 之	紀の川市議会
◎小 倉 敏 男	紀の川市人権委員会
金 川 めぐみ	和歌山大学准教授
木 村 義 人	紀の川市顧問弁護士
楠 富 晴	紀の川市社会教育委員
桑 原 義 登	相愛大学教授
坂 口 富 子	紀の川市女性会議
名 出 匡 世	紀の川市母子保健推進員会
野 村 壮 吾	紀の川市立地企業連絡協議会
林 一 雄	紀の川市老人クラブ連合会
○藤 範 信 彦	学識経験者
山 中 昇	紀の川市保護司会
山 本 善 啓	紀の川市立小・中学校校長会
平成 2 7 年度	
氏 名	所 属 名
飯 田 敬 文	部落解放同盟那賀地方協議会
石 脇 順 治	紀の川市議会（委員会改選のため H27. 12. 15 から）
泉 中 條 子	紀の川市身体障害者連盟
梅 田 卓	紀の川市立小・中学校校長会
榎 本 喜 之	紀の川市議会（委員会改選のため H27. 12. 14 まで）
◎小 倉 敏 男	紀の川市人権委員会
金 川 めぐみ	和歌山大学准教授
木 村 義 人	紀の川市顧問弁護士
楠 富 晴	紀の川市社会教育委員
桑 原 義 登	相愛大学名誉教授
坂 口 富 子	紀の川市女性会議（役員改選のため H27. 6. 17 まで）
名 出 匡 世	紀の川市母子保健推進員会
仲 谷 妙 子	紀の川市女性会議（役員改選のため H27. 6. 18 から）
野 村 壮 吾	紀の川市立地企業連絡協議会
林 一 雄	紀の川市老人クラブ連合会
○藤 範 信 彦	学識経験者
吉 田 弘	紀の川市保護司会

(敬称略、5 0 音順)

人権関係年表

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
昭和 21 年 (1946 年)	・ 国連人権委員会の設置 ・ 国際婦人の地位委員会設置	・ 「日本国憲法」公布 ・ 婦人参政権行使		
昭和 22 年 (1947 年)		・ 「日本国憲法」施行 ・ 「教育基本法」施行 ・ 「労働基準法」施行		
昭和 23 年 (1948 年)	・ 「世界人権宣言」採択	・ 「児童福祉法」施行		
昭和 25 年 (1950 年)		・ 「身体障害者福祉法」施行 ・ 「精神衛生法」施行 ・ 「生活保護法」施行		
昭和 26 年 (1951 年)	・ 「難民条約」採択	・ 「児童憲章」制定 ・ 「社会福祉事業法」施行		
昭和 32 年 (1957 年)		・ 「売春防止法」施行		
昭和 34 年 (1959 年)	・ 「児童の権利に関する宣言」採択			
昭和 35 年 (1960 年)		・ 「身体障害者雇用促進法」施行		
昭和 38 年 (1963 年)		・ 「老人福祉法」施行		
昭和 40 年 (1965 年)	・ 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」採択	・ 「同和对策審議会答申」提出		
昭和 41 年 (1966 年)	・ 「国際人権規約」採択			
昭和 42 年 (1967 年)	・ 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
昭和 43 年 (1968 年)	・ 国際人権年 ・ 第 1 回世界人権会議			
昭和 44 年 (1969 年)		・ 「同和对策事業特別措置法」施行		
昭和 45 年 (1970 年)	・ 国際教育年	・ 「心身障害者対策基本法」施行	・ 「和歌山県同和对策長期計画」策定	
昭和 46 年 (1971 年)	・ 人権差別と闘う国際年 ・ 「知的障害者の権利宣言」採択			
昭和 48 年 (1973 年)			・ 「和歌山県同和教育基本方針」策定	
昭和 50 年 (1975 年)	・ 国際婦人年 ・ 「障害者の権利宣言」採択			
昭和 51 年 (1976 年)	・ 「国連婦人の 10 年(1976～1985)宣言			
昭和 54 年 (1979 年)	・ 国際児童年 ・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	・ 「国際人権規約」批准	・ 「和歌山県青少年健全育成条例」施行	
昭和 55 年 (1980 年)	・ 「国連婦人の 10 年」中間年 ・ 世界会議(コペンハーゲン)国連婦人の 10 年後半期行動プログラム採択			
昭和 56 年 (1981 年)	・ 国際障害者年	・ 「難民条約」加入		
昭和 57 年 (1982 年)	・ 「国連障害者の 10 年(1983～1992)」宣言 ・ 「高齢者に関する国際行動計画」	・ 「障害者対策に関する長期計画」策定 ・ 「地域改善対策特別措置法」施行	・ 「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定	

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
昭和 57 年 (1982 年)	・「障害者に関する世界行動計画」			
昭和 58 年 (1983 年)			・「和歌山県同和対策総合基本計画」策定	
昭和 60 年 (1985 年)	・国際青年年 ・「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准		
昭和 61 年 (1986 年)	・国際平和年	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 ・「長寿社会対策大綱」策定		
昭和 62 年 (1987 年)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(身体障害者雇用促進法)」施行	・「和歌山県同和対策総合推進計画」策定	
昭和 63 年 (1988 年)			・「わかやま女性プラン」策定	
平成元年 (1989 年)	・「児童の権利に関する条約」採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行		
平成 2 年 (1990 年)	・国際識字年		・「和歌山県同和保育基本方針」策定	
平成 3 年 (1991 年)	・「高齢者のための国連原則」採択			
平成 4 年 (1992 年)	・「アジア太平洋障害者の 10 年(1993～2002)」行動課題採択			
平成 5 年 (1993 年)	・世界先住民年 ・世界人権会議開催(ウィーン) ・「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「障害者対策に関する新長期計画」策定 ・「障害者基本法(「心身障害者対策基本法」改正)」施行	・「和歌山県老人保健福祉計画」策定	
平成 6 年 (1994 年)	・「人権教育のための国連 10 年(1995～2004)」採択	・「男女共同参画推進本部」設置 ・「児童の権利に関する条約」批准 ・「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	・「紀の国障害者プラン」策定	
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 ・「障害者プラン ノーマライゼーション七ヵ年戦略」策定 ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」批准 ・「高齢社会対策基本法」施行		
平成 8 年 (1996 年)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「らい予防法の廃止に関する法律」施行	・「和歌山県福祉のまちづくり条例」制定	

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 8 年 (1996 年)		・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申 ・「高齢社会対策大綱」策定		
平成 9 年 (1997 年)		・「人権擁護施策推進法」施行 ・「人権擁護推進審議会」設置 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 ・「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定	・「喜の国エンゼルプラン」策定 ・「和歌山県環境基本条例」制定	
平成 10 年 (1998 年)		・改正「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	・「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定 ・「人権教育のための国連 10 年和歌山県行動計画」策定	
平成 11 年 (1999 年)	・国際高齢者年	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正 ・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ・「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	・「わかやま長寿プラン 2000」策定	
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別会議「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	・「外国人登録法」改正 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「社会福祉法(「社会福祉事業法」改正)」施行 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定	
平成 13 年 (2001 年)	・「国連識字の 10 年(2003～2012)」宣言	・「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申 ・「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会追加答申	・「和歌山県情報公開条例」制定 ・「わかやま青少年プラン」策定	

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 13 年 (2001 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行 ・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ・「高齢社会対策大綱」策定		
平成 14 年 (2002 年)	・「新アジア太平洋障害者の 10 年(2003～2012)」行動課題採択	・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「プロバイダ責任制限法」施行 ・「障害者基本計画」の策定 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	・「和歌山県男女共同参画推進条例」制定 ・「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定 ・「和歌山県個人情報保護条例」制定	
平成 15 年 (2003 年)		・「個人情報の保護に関する法律」施行 ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	・「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 ・「和歌山県国際化推進指針」策定 ・「わかやま長寿プラン 2003」策定	
平成 16 年 (2004 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)	・「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「障害者基本法」改正 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「和歌山県人権施策基本方針」策定 ・「紀の国障害者プラン 2004」策定	
平成 17 年 (2005 年)	・「人権教育のための世界計画」開始	・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行 ・「第二次男女共同参画基本計画」策定 ・「犯罪被害者等基本計画」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「和歌山県人権教育基本方針」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」策定 ・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」策定	・5 町合併により「紀の川市」誕生 ・「紀の川市個人情報の保護に関する条例」制定 ・「紀の川市人権委員会」設置 ・「紀の川市人権問題処理委員会」設置 ・「紀の川市庁内人権推進検討委員会」設置
平成 18 年 (2006 年)	・「人権理事会」設立決議を採択 ・「障害者の権利に関する条約」採択 ・「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」採択	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ・改正「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	・「和歌山県安全・安心まちづくり条例」制定 ・「わかやま青少年プラン」策定 ・「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定 ・「わかやま長寿プラン 2006」策定	・「紀の川市民憲章」制定 ・「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」制定 ・「紀の川市DV対策庁内連絡会議設置規定」制定 ・「紀の川市次世代育成支援行動計画」策定 ・「第 3 期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定 ・「紀の川市障害者基本計画」策定 ・「差別事件処理体制」策定

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 18 年 (2006 年)		・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行(これに伴い「高齢者・身体障害者円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「交通バリアフリー法」は廃止) ・「自殺対策基本法」施行		
平成 19 年 (2007 年)		・改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行	・「和歌山県男女共同参画基本計画」改定 ・「和歌山県障害者福祉計画第 1 期」策定 ・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」改定	・「紀の川市人権施策推進懇話会設置規則」制定 ・「紀の川市人権施策基本方針」策定
平成 20 年 (2008 年)		・改正「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 ・改正「刑事訴訟法」施行 ・改正「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改正 ・改正「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「更生保護法」施行	・「和歌山県子どもを虐待から守る条例」施行	
平成 21 年 (2009 年)		・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 ・「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」批准	・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」策定 ・「わかやま長寿プラン 2009」策定 ・「紀の国障害者プラン 2004」改定 ・「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定 ・「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」策定 ・「和歌山県障害者福祉計画第 2 期」策定	・「紀の川市地域福祉計画」策定 ・「第 4 期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定 ・「紀の川市男女共同参画推進プラン」策定
平成 22 年 (2010 年)		・「子ども・若者育成支援推進法」施行	・「和歌山県人権施策基本方針」改定 ・和歌山県次世代育成支援後期行動計画「新紀州っ子元気プラン」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」改定	・「紀の川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定
平成 23 年 (2011 年)	・第 16 回人権理事会「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	・「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 ・改正「障害者基本法」施行		

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 24 年 (2012 年)		・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「外国人登録法」廃止 ・「高齢社会対策大綱」策定	・「和歌山県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・「わかやま長寿プラン2012」策定 ・「和歌山県子ども・若者計画」策定 ・「和歌山県障害者福祉計画第3期」策定	・「第5期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定 ・「第3期紀の川市障害福祉計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		・改正「高齢者雇用安定法」施行 ・「障害者総合支援法」施行 ・「いじめ防止対策推進法」施行 ・改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改定 ・「障害者基本計画」策定	・「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」策定	
平成 26 年 (2014 年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ・「障害者の権利に関する条約」批准 ・「過労死等防止対策推進法」施行 ・「子どもの貧困対策に関する大綱」策定 ・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 ・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行	・「和歌山県いじめ防止基本方針」策定 ・「紀の国障害者プラン2014」策定 ・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定	・「紀の川市男女共同参画推進プラン」改定
平成 27 年 (2015 年)		・「子ども・子育て支援法」施行	・「和歌山県人権施策基本方針」改定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」改定 ・「わかやま長寿プラン2015」策定 ・「第4期和歌山県障害者福祉計画」策定 ・和歌山県子ども・子育て支援事業計画「紀州っ子健やかプラン」策定	・「第6期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」策定 ・「第4期紀の川市障害福祉計画」策定 ・「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成 28 年 (2016 年)		・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行		・「紀の川市人権施策基本方針」改定

世界人権宣言

1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日
第 3 回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言語及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人々の間にも、これらの権利と自由との尊厳を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。

らない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術

資 料

を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道德、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日 発行

昭和 22 年 5 月 3 日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来

これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、侵害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

資 料

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手

続により証人を求める権利を有する。

- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育のための世界計画

「人権教育のための世界計画」決議（仮訳）A/RES/59/113B

（2005 年 7 月 14 日無投票採択）

※わが国は共同提案国

国連総会は、

「人権教育のための国連 10 年」（1995 年－2004 年）に関して、総会及び人権委員会によって採択された関連する決議を想起し、

人権教育は、すべての者が他者への尊厳に対する寛容及び尊重並びにすべての社会においてかかる尊重を確保する手段及び方法を学ぶための、長期かつ生涯的プロセスであることを確信し、すべての者が評価され及び尊重される社会を発展させるとの観点から、人権教育は、人権及び基本的自由の実現のために重要であり、また、平等の促進、紛争及び人権侵害の予防並びに参加及び民主主義的なプロセスの強化に著しく貢献するものであると信じ、

2005 年 1 月 1 日に開始した連続するフェーズからなる「人権教育のための世界計画」についての、2004 年 12 月 10 日の総会宣言を歓迎し、

1. 初等中等学校教育に焦点を当てた、人権教育のための世界計画第 1 フェーズ（2005 年－2007 年）の行動計画改定案を採択する。
2. 人権教育のための世界計画のもとでイニシアチブを発展させ、とりわけ能力に従い行動計画改訂案を実施することを、すべての国に奨励する。
3. 国連人権高等弁務官事務所に対し、ユネスコとの緊密な協力の下、行動計画改訂案の国内的な実施を促進し、要請された場合には関係する技術的な支援を提供し、関係する国際的な努力を連携させることを要請する。
4. 関係する国連システムの諸機関若しくは団体又は組織及び国際的及び地域的な政府間及び非政府組織に対し、それぞれのマンデートの中で、行動計画改訂案の国内実行を要請された場合には促進し、技術的に支援することを訴える。
5. すべての現行の国内的人権機関に対し、行動計画改訂案と一致する人権教育プログラムの実施を支援するよう要求する。
6. 国連人権高等弁務官事務所及びユネスコに対し、国家及び、政府間及び非政府組織の中で、行動計画改訂案を広く普及させることを要請する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000 年（平成 12 年）11 月 29 日制定

2000 年（平成 12 年）12 月 6 日施行

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



紀の川市キャラクター 紀の川ぶるぶる娘



紀の川市人権施策基本方針〔改定版〕 (平成28年3月)

発行：紀の川市

編集：紀の川市市民部人権啓発推進課

〒649-6492

和歌山県紀の川市西大井338番地

T E L: 0736-77-2511 (代表)

F A X: 0736-77-4910

E-mail: k050300-001@city.kinokawa.lg.jp

<http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

紀の川市の市章は、「紀」の文字をシンボライズし、自然の豊かさに包まれた快適な都市をデザインしています。
市を象徴する「紀の川」の流れや澄んだ空気をイメージしたブルーを基調に、中心から交流の輪が広がる様子を描いています。



市の鳥 うぐいす



市の花 もも



市の木 きんもくせい